

木更津市業務継続計画

令和 6 年 3 月

木更津市

《目 次》

< 共通編 >

第1章	業務継続計画の目的と方針	1
1	計画の目的	1
2	計画の対象範囲	1
3	計画の適用	1
4	業務継続計画と地域防災計画との関係	2
5	業務継続の方針	3
6	業務継続計画の効果	4
第2章	業務継続への取組み	5
1	業務継続マネジメントの必要性	5
2	業務継続の取組み	6

< 地震編 >

第1章	前提条件	7
1	本市で想定される自然災害	7
2	本計画の対象とする自然災害	10
第2章	業務継続に関するリスク分析	11
1	執務環境のリスク	11
2	災害対策要員のリスク	14
3	リスクシナリオ	15
第3章	非常時優先業務	17
1	非常時優先業務の考え方	17
2	非常時優先業務の定義	17
3	非常時優先業務の実施方針	18
4	非常時優先業務の選定	19
5	各課の非常時優先業務と必要職員数	24
第4章	非常時優先業務の実施体制	31
1	業務実施体制	31
2	災害対策要員の確保	32
3	庁舎	33
4	電気、水、食料等の確保	35
5	通信手段	36
6	行政データのバックアップ	36
7	各課における業務継続体制の整備	36
8	受援体制の構築	36

<風水害編>

第1章	前提条件	39
1	本市で想定される風水害	39
2	本計画の対象とする風水害	43
第2章	業務継続に関するリスク分析	44
1	執務環境のリスク	44
2	災害対策要員のリスク	47
3	リスクシナリオ	47
第3章	非常時優先業務	49
1	非常時優先業務の考え方	49
2	非常時優先業務の定義	49
3	非常時優先業務の実施方針	50
4	非常時優先業務の選定	52
5	各課の非常時優先業務と必要職員数	54
第4章	非常時優先業務の実施体制	63
1	業務実施体制	63
2	災害対策要員の確保	64
3	庁舎	65
4	電気、水、食料等の確保	66
5	通信手段	67
6	行政データのバックアップ	67
7	各課における業務継続体制の整備	68
8	受援体制の構築	68

< 共通編 >

第 1 章 業務継続計画の目的と方針

1 計画の目的

大規模災害が発生した場合、市は、災害応急対策や災害復旧・復興対策を実施する役割を担っている。その一方で、住民生活に不可欠な一定レベルの行政サービスも継続して実施することが求められる。

しかし、平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震で被災した自治体では、庁舎の被災、断水・停電・通信等のライフライン機能の低下等により、一時的に行政機能が失われ業務の継続は困難を極めるものとなった。

本市では、令和元年に発生した令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）及び 10 月 25 日大雨において、記録的な豪雨及び暴風となり、家屋等の損壊、道路損壊、公共施設の損壊、停電・断水等のライフライン被害が発生するなど、甚大な被害が発生した。地震においては、近年では行政機能が喪失するほどの被害を受けた経験はないが、千葉県が実施した「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」においては、市域に最も大きな被害をもたらすとされる東京湾北部地震が発生した場合、最大震度 6 強の揺れとなり、東京湾沿岸や小櫃川流域を中心に液状化現象が発生するなど、甚大な被害が生ずることが想定されている。

そのため、市は、このような大規模災害により行政機能が低下しても主要な業務を遅滞なく行えるよう、リスクを明らかにした上で業務の優先順位を特定するとともに、業務の継続に必要な資源の確保や業務の実施体制等を定める必要がある。

こうした背景を踏まえ、大規模災害においても業務を継続するとともに、平常時の業務レベルに早期復旧することを目的として、「木更津市業務継続計画¹」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、大規模災害発生時に市が行う業務とし、木更津市地域防災計画に定められた災害応急対策及び災害復旧・復興対策の一部、一般通常業務のうち継続して行う必要のある業務（あわせて「非常時優先業務」という。）を対象とする。

3 計画の適用

本計画の適用は、災害対策本部が設置され全職員配備となる非常体制を敷いたときに適用する。

表 共-1-1 業務継続計画の適用基準

基準
○気象庁が発表した本市域の震度が震度 5 強以上を記録したとき
○甚大な災害が発生すると予測されるとき
○その他、市長が必要と認めたとき

¹ 業務継続計画を B C P（Business Continuity Plan）という。

4 業務継続計画と地域防災計画との関係

市の災害対策は、災害対策基本法に基づき作成された木更津市地域防災計画に定められている。この地域防災計画は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、市、県及び防災関係機関や住民組織等が行う災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を定めたものである。

一方、業務継続計画は、行政の機能低下等のリスクを前提として、市の業務実施に関して、優先すべき業務（非常時優先業務）等を定めた計画である。

業務継続計画と地域防災計画との相違点は、次のとおりである。

表 共-1-2 業務継続計画と地域防災計画との相違点

		業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨		発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに開始できるようにするための計画	市、防災関係機関が行う災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画
法的根拠		なし	災害対策基本法第 42 条
上位計画		なし	防災基本計画（国） 千葉県地域防災計画
作成機関		市	市防災会議
対象者		市職員	住民、自主防災組織等、事業者、防災関係機関、市、県
前提条件	適用	大規模災害	大規模災害（ただし、あらゆる規模の災害にも対応）
	リスクの分析	実施する。	実施しない。
	機能低下・職員の不足	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる資源を前提とする。	考慮しない。
内容	対象期間	災害発生前（3 日前）からおおむね 1 ヶ月	平常時～災害発生～復旧～復興
	特徴	○市役所の運営のための対策を独自に決めている。 ○非常時優先業務、業務開始時期等の目標を定める。 ○非常時優先業務遂行のために、平常時の取り組みを定める。	○被災者のための対策を全て網羅している。 ○防災関連法令等で対策の範囲、基本方針、役割分担が定められている。

5 業務継続の方針

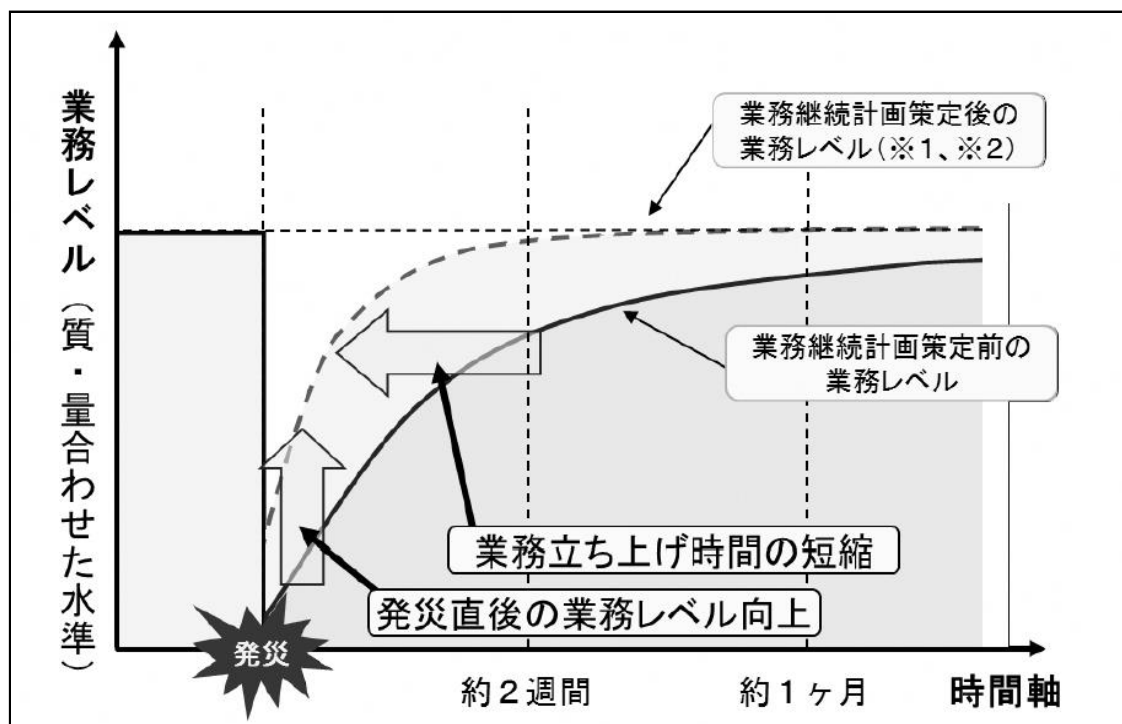
市は、大規模災害が発生した場合に次の方針に基づき業務継続を図る。

－ 業務継続計画の方針 －

- ① 大規模災害発生時には、住民の生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務を最優先する。
- ② 発災からおおむね3日間（72時間）（風水害では、台風接近1日（24時間）前から発災後おおむね3日間（72時間））は、「住民の生命を保護する」ことに重点をおく。そのため、生命保護に必要な業務、行政機能の維持に必要な業務以外の通常業務はいったん休止、縮小を図る。
- ③ 優先業務は、災害時の住民生活の維持の重要性（住民ニーズ）から判断する。
- ④ 公共施設は、避難所等の防災拠点としての業務に使用する以外には、利用を休止する。
- ⑤ イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- ⑥ 優先度の高い通常業務は、災害対策業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

6 業務継続計画の効果

本計画を策定することにより、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、必要な資源の確保が図られることで、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果がもたらされる。



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

資料：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28. 2）による。

図 共-1-3 業務継続計画導入の効果

第2章 業務継続への取組み

1 業務継続マネジメントの必要性

本計画は、大規模災害時における業務継続の基本的な方針を示したものであり、業務継続のために計画を管理・運用する業務継続マネジメントの推進が必要となる。

本計画は、策定時の市組織や執務環境を前提としており、組織の改変や執務環境の変化に対応して見直す必要がある。また、今後の各課等の取組みによってリスクの軽減がなされたり、災害教訓により新たな課題が生じたりすることが考えられる。

業務継続マネジメントは、計画の策定・見直しを出発点として、PDCAサイクルで継続的に業務を評価・検証し、新たなステップに進むものである。

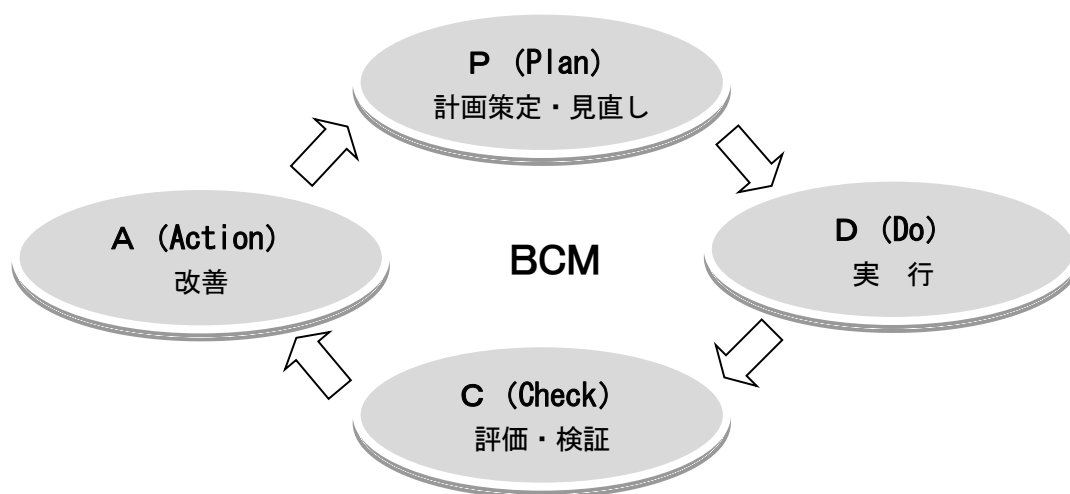


図 共-2-1 業務継続マネジメントの概念

2 業務継続の取組み

業務継続マネジメントとして、期間を定めて次の取組みを行うよう検討する。

(1) 計画策定・見直し (P)

本計画の策定又は新たな改善策の検討及び市組織の見直しや職員構成の変更に基づき、計画の見直しを行い、具体的な取組みを計画する。

(2) 実行 (D)

計画に基づき、各課等で平常時の取組みを行う。

災害時の対応について、緊急時行動計画に基づき図上訓練等を行うほか、職員の研修を通じて、災害時の業務手順の習熟に努める。

また、地域防災計画の見直しに対応して、新たな災害対策業務や各課等の役割分担について検討を行う。

(3) 評価・検証 (C)

各課等での取り組みや訓練結果について、課題・問題点等を評価・検証する。

(4) 改善 (A)

- ・評価・検証に基づいて、次の期間に取り組むべき改善策等を検討する。
- ・緊急時行動計画の見直しを行う。

<地震編>

第 1 章 前提条件

1 本市で想定される地震災害

(1) 地震・液状化の想定

千葉県では、平成 19 年度に、近い将来(今後約 100 年程度)に千葉県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成 19 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成 26・27 年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。これらの地震のうち、本市に最も大きな被害を与えるのは東京湾北部地震である。

東京湾北部地震が発生した場合、本市の震度は概ね低地で震度 6 強、丘陵地で震度 6 弱と想定されている。また、液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」、「危険度がやや高い」と想定されている。

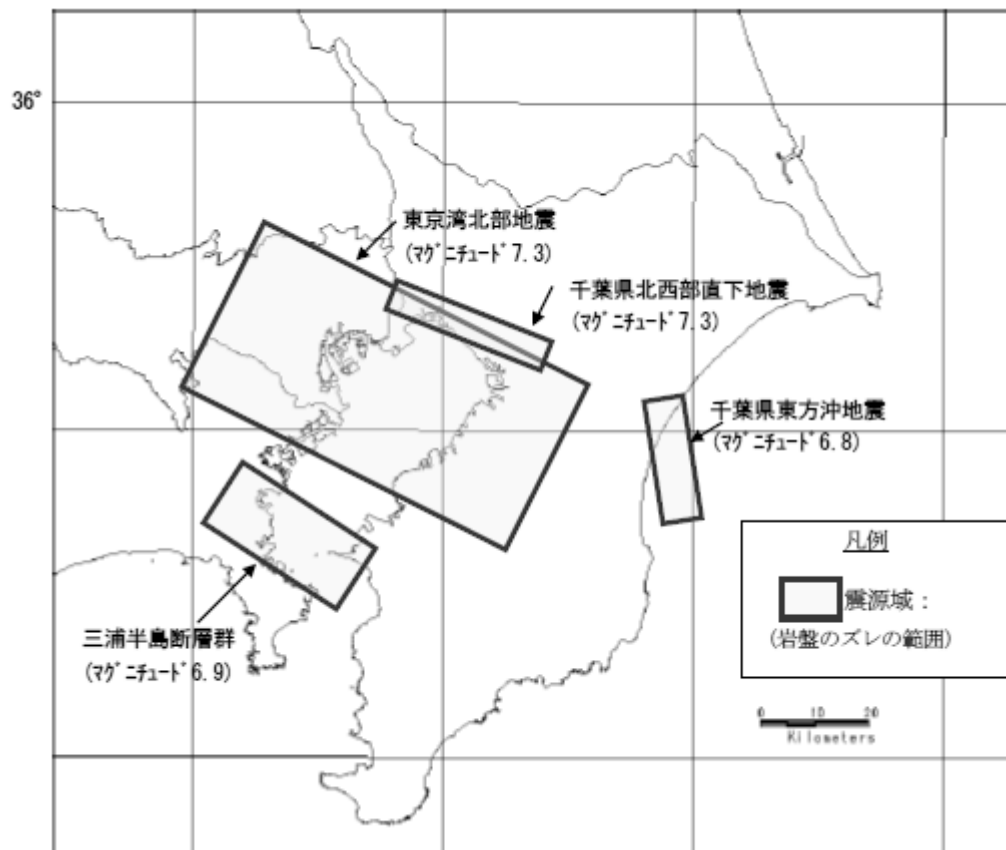


図 地-1-1 被害想定対象地震の震源域

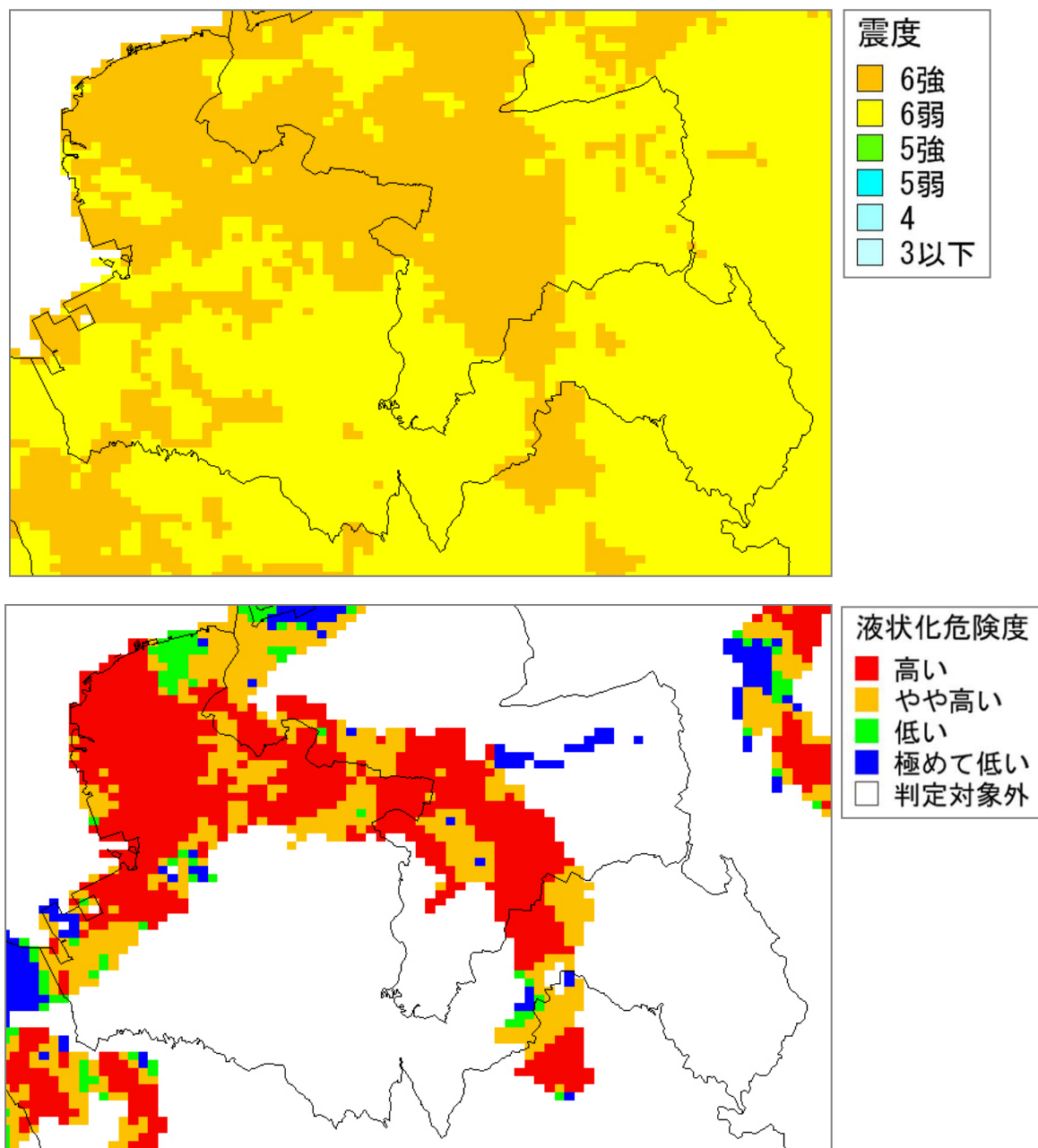


図 地-1-2 東京湾北部地震の予測震度と液状化危険度の分布

(2) 津波の想定

津波被害については、千葉県が平成 30 年 11 月に「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づく、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定し、津波浸水想定を作成している。

最大クラスの津波が来襲した場合、市域沿岸での最大津波水位は 4.2m（東京湾平均海面からの高さ）、浸水面積は東京湾沿岸を中心に 19.33 km²と想定されている。なお、想定される津波到達時間は 123 分であるが、これは地震発生から津波水位が最大になるまでの時間であり、潮位変動は地震発生後 1 分未満で生じると想定されている。

最大クラスの津波は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や将来最大クラスの津波をもたらすと想定される次の5つの地震に基づき設定されている。

- ①延宝房総沖地震<1677 年> ②元禄関東地震<1703 年>
 - ③東北地方太平洋沖地震<2011 年> ④房総半島南東沖地震<想定>
 - ⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース1、2、3）<想定>
- ※いずれも中央防災会議モデル

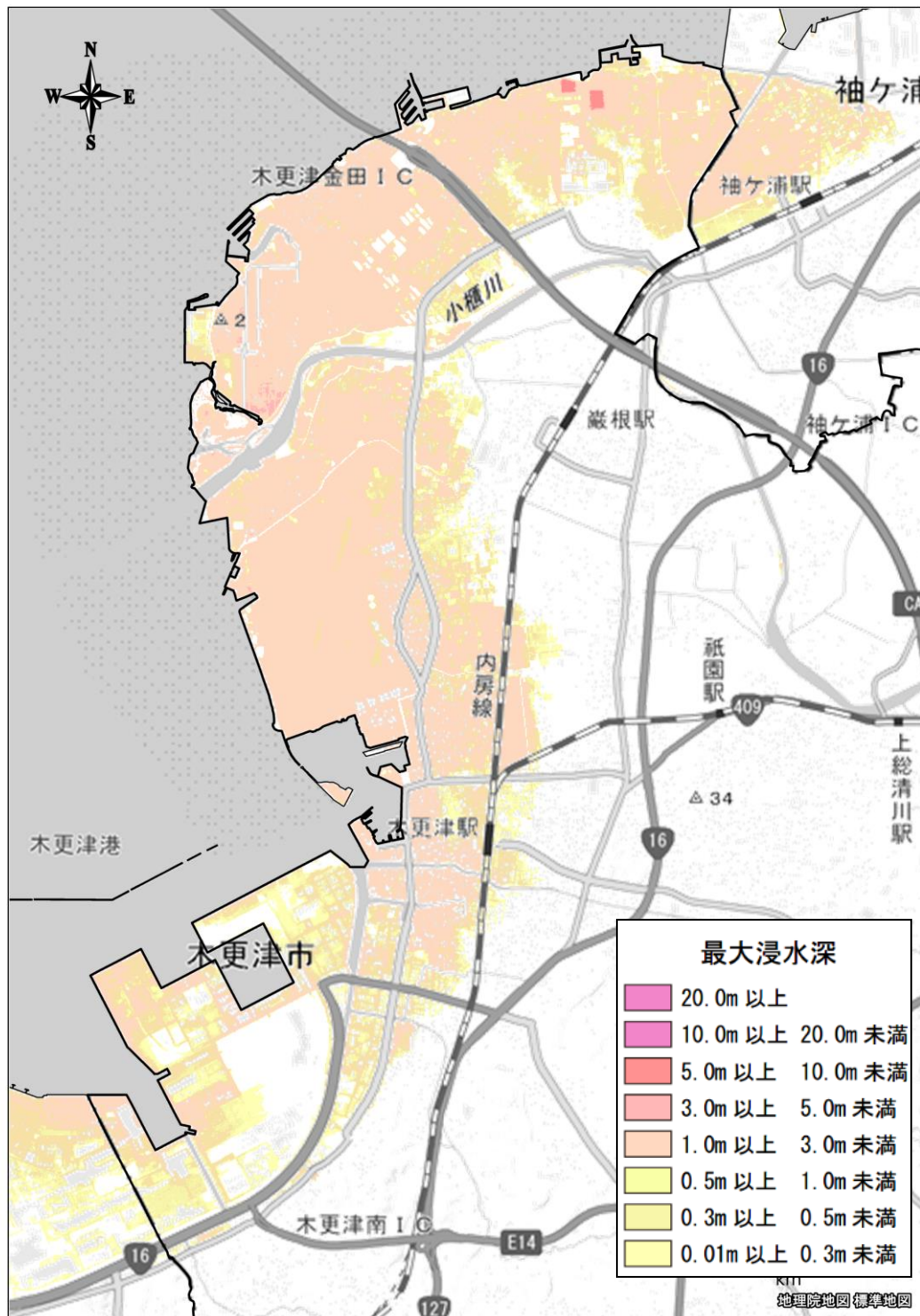


図 地-1-3 津波浸水予測区域（千葉県津波浸水想定図）

出典：地理院タイルに「千葉県 津波浸水想定(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載

2 本計画の対象とする地震災害

木更津市地域防災計画、木更津市耐震改修促進計画で想定している、東京湾北部地震を対象とする。東京湾北部地震が発生した場合の本市の被害規模は以下のとおりである。

また、津波被害は、県が平成 30 年 11 月に設定した「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を対象とする。

表 地-1-4 地震被害想定（東京湾北部地震）

項 目			数 量
原因別 建 物 全壊棟数	揺 れ		3,532 棟
	液状化		116 棟
	急傾斜地崩壊		15 棟
	合 計		3,663 棟
火災	炎上出火		28 件
	焼失 棟数	全壊を含む	803 棟
		全壊を含まない	683 棟
人的被害	死者	建物被害	78 人
		火災	3 人
		急傾斜地崩壊	1 人
		ブロック塀等の転倒	2 人
		屋外落下物	0 人
		合 計	84 人
	負傷者 〔うち 重傷者〕	建物被害	1,800(66) 人
		火災	37(10) 人
		急傾斜地崩壊	13(6) 人
		屋内収容物の移転・転倒等	38(10) 人
		ブロック塀等の転倒	81(31) 人
		屋外落下物	1(0) 人
		合 計	1,969(124) 人
避難者（1 日後）			47,748 人
帰宅困難者（12 時）			13,625 人
エレベーター閉じ込め台数			79 台
災害時要援護者死者			21 人
自力脱出困難者			756 人
震災廃棄物			31 万 t

※合計は少数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

第2章 業務継続に関するリスク分析

1 執務環境のリスク

東日本大震災、熊本地震等の大規模地震では、庁舎の被害やライフラインの途絶等により、災害対策業務に多大な支障が発生した。そこで、災害対策の拠点となる施設について、庁舎機能や災害への備えについて現状を把握し、業務継続へのリスクを分析した。

対象は、主要な災害対策拠点となる駅前庁舎、朝日庁舎及び消防本部庁舎である。

(1) 庁舎の耐震性

各庁舎や消防本部庁舎は、建物の構造は耐震基準を満たしており、使用可能である。ただし、各庁舎とも、天井や窓ガラス等の落下、オフィス家具や事務機器が転倒するリスクが高く、地震直後には業務に支障が出るおそれがある。

(2) 電力

駅前庁舎及び朝日庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、基幹システム関係と各執務室の一部で電気が使用可能となっている。しかし、燃料タンクの容量が少ないため稼働時間が短く、燃料補給がなければ駅前庁舎は3時間で、朝日庁舎は27時間で停止する。

消防本部庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、司令室内の電子機器（指令システム及び無線関係等）や各執務室の一部で電気が使用可能となっており、72時間（約3日間）稼働する。

(3) 非常通信

① 一般回線

各庁舎とも、庁内交換機が設置されているが、NTTの元回線が使用不可能になった場合、同時に使用不可能となる。駅前庁舎及び朝日庁舎については停電時に非常用バッテリーが稼働するが、非常用バッテリーの稼働時間は駅前庁舎で2時間、朝日庁舎で3時間である。

災害時優先電話が駅前庁舎に5回線、朝日庁舎に2回線、消防本部庁舎に1回線あるほか、朝日庁舎には非常時用のアナログ回線が整備されている。

② 防災行政無線

各庁舎とも、防災行政無線と災害用携帯電話が設置されているほか、駅前庁舎と朝日庁舎では携帯型IP無線機、消防本部庁舎では衛星電話が設置されている。

防災行政無線は同報系無線により受信可能であるが、屋外拡声子局のバッテリー稼働時間は72時間（約3日間）である。

<地震編>

(4) 空調

駅前庁舎及び朝日庁舎では、商用電源が回復するまで全面的に使用不可能となる。ただし、朝日庁舎内のサーバールームに限り、非常用発電機から電力の供給を受けることが可能であるが、燃料補給がなければ3時間で停止する。

消防本部では作戦室及び会議室内のみ利用可能なほかは全面的に使用不可能となる。

各庁舎とも、災害時に技術者派遣協定等は締結されていないため、別途職員の暑さ寒さ対策が必要となる。

(5) トイレ

各庁舎とも、非常用トイレは設置されていない。

駅前庁舎及び朝日庁舎では断水時には水洗トイレ用水が確保できず使用不可能となるほか、断水はしなくても停電時にはポンプが停止するため使用不可能となる。

消防本部庁舎は断水時にも水洗トイレが使用可能となるよう受水槽を設置している。

(6) 水食料等

各庁舎とも水・食料の備蓄はなく、駅前庁舎及び朝日庁舎では毛布その他にも備蓄されていないため、必要資材は職員が持参する必要がある。

(7) 基幹システム・ネットワーク

行政内部共通事務支援システム、ネットワークサーバー、基幹系システムについて、サーバーの耐震・浸水対策、非常用電源への接続及び重要データのバックアップを行っている。

ホームページ、緊急情報配信システムについては外部のサーバーを使用しており、保守業者側で耐震対策、非常用電源の確保及び重要データのバックアップを行っている。

保守業者との間に災害復旧対応の契約は締結されていない。このため、ネットワークが故障した場合、担当職員は参集するが、保守業者の要員が確保できず、復旧に時間を要するおそれがある。

(8) その他

各庁舎については、燃料缶の常備ができず、燃料補給は職員が都度運び入れることになっている。

表 地-2-1 庁舎の機能

	対象	駅前庁舎	朝日庁舎	消防本部庁舎
耐震	建物の耐震性	○	○	○
	天井、窓ガラス等の落下防止	×	×	×
	オフィス家具、事務機器等の転倒防止	×	×	×
停電対策	稼働時間	3 時間	27 時間	72 時間
	電力配分	基幹システムと各執務室の一部	基幹システムと各執務室の一部	災害対応コンセントを設置している執務室の一部
	その他設備		燃料備蓄施設	
非常通信	災害時優先電話	5 回線	2 回線	1 回線
	代替手段(無線)	業務用スマートフォン、災害用携帯電話、携帯型 I P 無線機	業務用スマートフォン、災害用携帯電話、携帯型 I P 無線機	業務用スマートフォン、災害用携帯電話、衛星電話
	防災行政無線の稼働時間	72 時間		
トイレ	断水時の水洗トイレ使用	×	×	○
	非常トイレの備蓄	×	×	×
水食料	貯水量(飲料可能分)	×	×	×
	食料等の備蓄量	×	×	×
基幹システム	サーバー等の耐震対策、重要データのバックアップ	—	○(行政内部共通事務支援システム、ネットワークサーバー、基幹系システム)	△耐震 ○バックアップ ×
	ネットワーク障害の復旧体制	×(保守業者との災害復旧対応の契約なし)		
	P C、O A機器の電力供給	△(各執務室の一部のみ使用可能)		△(災害対応コンセントが設置している執務室のみ使用可能)
空調設備		×(商用電源回復まで全面利用不可)		△(作戦室及び会議室以外は使用不可)

(注)「○」は対応、「△」は一部機能が対応、「×」は未対応を意味する。

2 災害対策要員のリスク

地域防災計画では、震度5強以上の地震や大津波警報の発表があった場合に、災害対策本部を設置し、全職員を配備することになっている。

しかし、夜間・休日等の勤務時間外に大規模災害が発生した場合は、道路の被害、交通規制等により職員の参集が遅れ、本部の立ちあげの障害となることが想定される。

令和元年6月の業務継続計画【地震編】の策定時に休日・夜間での大規模災害の発生を想定して、自宅から配備場所まで徒歩又は自転車で参集した場合の所要時間について調査を実施した。地震発生後3時間以内に職員の91%、24時間以内に全ての職員が参集可能であった。

表 地-2-2 本計画で想定する時間ごとの職員の参集人数（全体）

項目	参集 時間	地震発生～ 3時間以内	3時間～ 24時間以内	24時間～ 72時間	72時間～ 1週間	合計
参集人数		855人	88人	0人	0人	943人
参集者の割合		91%	9%	0%	0%	100%

（１）災害対策要員のリスク

参集時間は、各課等によって若干の差はあるものの、発災後3時間で91%、24時間以内に全ての職員が参集可能である。

地震発生後の数時間は、通常より少ない職員で対応する必要があるものの、発災から1日以内には勤務時間内と同じ職員数が確保されるため、著しい人的資源の不足はないといえる。

しかし、災害時には、職員自身や家族の被災、さらには家族に支援が必要な要配慮者が居るなど、発災直後の参集が不可能となる場合がある。また、参集経路に障害が生じたり、さらに、夜間の場合は、停電による街灯の滅灯や天候等により、徒歩や自転車での移動に通常より多くの時間を要することがある。

また、勤務時間外に地震が発生した1995年の阪神・淡路大震災では、発災当日の神戸市（市長部局）の参集率が35%、西宮市が51%、芦屋市が42%、宝塚市が60%となっており、平常時には想定できない様々な要因により参集率が低下することも考えられる。

さらに、災害時には、人命救助、避難者対応、物資供給、インフラ復旧等、多くの災害対策業務が集中するが、自治体の規模により職員1人あたりの負担は大きなものとなることが推定される。例えば、熊本地震において、益城町の建物被害数は熊本市と比べて1/10の棟数であったが、職員1人当たりの建物被害数は2.2倍以上、罹災証明書の申請も2.4倍であった²。

このように職員数の規模も業務を実施する上でのリスクとなることが考えられる。

（２）外部委託に関する人的リスク

業務の中には、企業や団体等に委託している業務が存在している。

大規模地震が夜間・休日に発生した場合を想定すると、外部委託業者が対応できないことも考えられる。特に、庁内ネットワーク、システムの復旧等は、業務遂行のために必要なインフラであり、これらが早期に復旧しない場合は、業務実施へのリスクとなる。

² 「平成28年熊本地震への対応（被災地支援100日の記録）」平成28年9月 兵庫県

3 リスクシナリオ

業務継続を考慮するために、災害の様相について、どのように推移するかをリスクシナリオ（被害や機能の支障）として次のように想定する。また、時系列の詳細シナリオを、別添資料「リスクシナリオ」に示す。

（１）地震発生

- ・東京湾北部でマグニチュード7.3の地震が発生する。市内全域で強い揺れ（最大6強）を観測し、その後も震度5強～6弱の余震が頻繁に発生する。
- ・海岸部の埋立地や小櫃川と矢那川の下流部で液状化や地盤沈下が発生する。
- ・山間部の急傾斜地でがけ崩れが発生する。
- ・津波警報が発表され、第一波が沿岸に到達する。その後、第二波も到達し、低地の一部が浸水する。

（２）建物被害

- ・地震発生とともに、多数の家屋が強い揺れで倒壊するほか、宅地の液状化で複数の住宅が傾く。その後も、余震により倒壊する建物や液状化が発生する。
- ・沿岸部埋立地では、液状化により貯蔵タンクが破損する。
- ・山間部や急傾斜地では、崩壊した土砂が住宅に流れ込む。
- ・市内各地で火気器具などから同時出火し、一部で初期消火ができず炎上する。また、密集集落等で炎上した建物が、強風にあおられ延焼に発展する。

（３）ライフライン

- ・地震により電線・電柱が損壊し、市内全域で停電となり、一部地域では約1ヶ月停電が続く。
- ・安否情報等で通信が輻輳し、一般電話はほぼつながらない状況となる。また、電子メールも遅延する。
- ・都市ガスはガス管の破損などにより供給が停止する。LPガスは各戸のマイコンメーターが作動し遮断される。また、転倒したガス容器からガス漏れが発生する。
- ・水道管が各地で破損し、市内のほぼ全域で断水となる。下水道管も各地で破損し、停電の影響でポンプ場も停止する。

（４）交通

- ・沿道からの倒壊・流出物による道路閉塞、地下埋設物の浮き上がり、信号機の停止等、各地で通行障害が発生する。
- ・緊急輸送道路である国道16号・アクアライン、館山自動車道、圏央道の交通規制が行われ、緊急通行車両以外の通行はできなくなる。
- ・JR内房線、久留里線の列車が走行中に緊急停止し、負傷者が発生する。
- ・樹木・電柱の倒壊や急傾斜地の崩壊による線路閉塞により全ての運行が中止する。
- ・揺れ、液状化、津波等で防波堤、岸壁、船舶等、上屋などが被災し、流出した船舶、漁具等が漂流する。

(5) 人的被害

- ・家屋の倒壊等による死者・負傷者が多数発生する。また、倒壊家屋の下敷きとなり、脱出が困難な住民も多数発生する。
- ・炎上した建物から逃げ遅れた住民が死傷する。
- ・崩れた土砂が家屋に流れ込み、死傷者が発生する。

(6) その他被害

- ・道路、鉄道の被災により、市外からの通学者・通勤者が帰宅困難になる。また、駅周辺に帰宅困難者が集まる。
- ・家屋が被災した多くの住民が避難所に避難し、余震を恐れる住民やペット同伴の避難者が車中泊やテント泊を行う。
- ・断水地区の住民等も避難所へ避難してくる。
- ・重要施設の非常用電源の燃料が枯渇し、携帯電話やスマホの充電ができなくなる。また、コンビニやスーパーで水・食料品が品切れとなる。

(7) 庁舎等の被害

- ・庁舎は立入禁止となるような建物構造上の被害が生じることはないが、什器等が転倒し、書類が散乱する。
- ・停電のため、非常用発電機に切り替わる。
- ・救助要請が殺到するが、道路被害や渋滞等で消防車、救急車の移動が遅延する。
- ・多くの負傷者が病院に運び込まれ、避難所には避難者が殺到するが、職員は続々と参集するものの、人員は不足する。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

大規模災害が発生した場合は、市役所に災害対策本部を設置し、全職員を動員して災害対策を実施することになるが、停電、断水、通信機能の低下、道路・橋梁の被害、通行規制など、業務継続に影響するリスクが生じる。特に、休日・夜間に発災した場合には、初動体制の構築が遅れることも想定される。

このようなリスクの中で、市は地域防災計画に定められた応急対策を実施するとともに、必要な通常の住民サービスも並行して実施することが求められるが、全ての業務を同時に実施することが困難である。

そこで、役所の資源（人、物、情報及びライフライン等）のリスクを踏まえて、優先して実施する業務（非常時優先業務）を選定する。

2 非常時優先業務の定義

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務のことで、「災害対策業務」と「一般通常業務」に区分する。

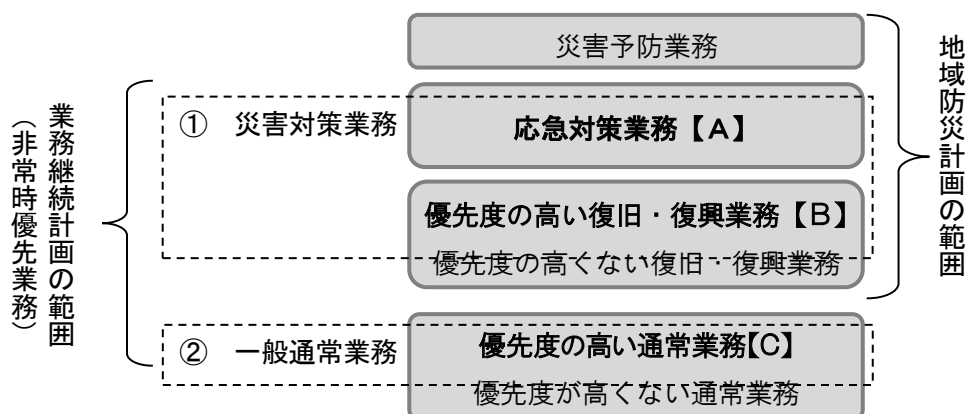
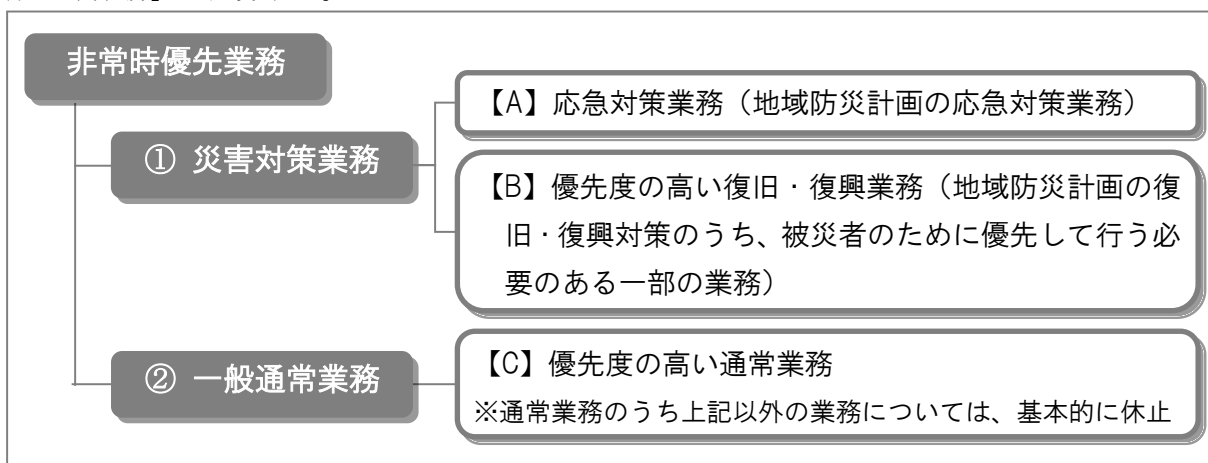


図 地-3-1 非常時優先業務と業務継続計画及び地域防災計画の範囲

災害対策業務は、地域防災計画に定められている災害対策本部の班別の事務分掌とした。

一般通常業務は、年度当初の各課等の事務分掌を基本としたが、詳細に区分されているため、同種の事務を1つにまとめた。

非常時優先業務の検討の対象は、災害対策業務が143件、一般通常業務が871件である。

3 非常時優先業務の実施方針

(1) 非常時優先業務の選定

大規模災害が発災した場合、様々なリスクを伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、住民生活への影響等を念頭に発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（以下「業務開始目標時間」という。）を考慮し、非常時優先業務を選定した。

非常時優先業務のうち、災害対策業務は地域防災計画の災害対策本部事務分掌に記載されている各班の業務を対象とし、一般通常業務は平常時に各課等が行っている一般業務を対象とした。

(2) 非常時優先業務の選定評価方針

非常時優先業務は、大規模災害発生時の住民ニーズや、業務停止に伴う生活への影響を考慮して、<共通編>第1章5の方針に基づいて実施するものとして選定評価する。

(3) 非常時優先業務の対象期間

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とされている。³

本市においては、非常時優先業務の選定対象期間を「発災後1ヶ月以内」とする。

(4) 業務開始目標時間

業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

本計画では、業務開始目標時間について表 地-3-1の通り区分し、「発災後1ヶ月～」は非常時優先業務の対象外とする。

³ 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年2月 内閣府（防災担当）

表 地-3-2 業務の優先度ランクと内容

区分	業務の開始時期	内容
非常時優先業務	発災後～3時間以内 (～3h)	発災後3時間以内に着手 しないと、住民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務
	発災後3時間～1日以内 (～24h)	発災後1日以内に着手 しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
	発災後1日～3日以内 (～72h)	発災後3日以内に着手 しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
	発災後3日～1週間以内 (～1w)	発災後1週間以内に着手 しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
	発災後1週間～1ヶ月以内 (～1m)	発災後1週間は業務に着手せず 、応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、1週間の業務中断が住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務
対象外	発災後1ヶ月～ (1m～)	発災後～1ヶ月は業務に着手せずとも 、業務の中断が住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務

() は略語である。

4 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定結果は、次のとおりである。

(1) 全体の選定結果

① 災害対策業務

災害対策業務 143 件のうち、非常時優先業務に選定された業務は 143 件であった。

そのうち、発災 3 時間以内に開始すべき業務が 86 件 (60%)、1 日以内に開始すべき業務が 109 件 (76%)、さらに 3 日以内に開始すべき業務は 122 件 (85%) であった。

② 一般通常業務

一般通常業務 871 件のうち、非常時優先業務に選定された業務は 172 件であった。

そのうち、発災 3 時間以内に開始すべき業務が 58 件 (6%)、1 日以内に開始すべき業務が 63 件 (7%)、さらに 3 日以内に開始すべき業務は 80 件 (9%) であった。

(2) 課別の選定結果

① 災害対策業務

各課等の災害対策業務の非常時優先業務は、次のとおりである。なお、災害対策業務は、災害対策本部事務分掌に基づくため、災害対策本部の班ごとに示す。また、被害調査班の業務については、被害調査班に職員を配置する班の非常時優先業務として計上した。

表 地-3-3 各班の非常時優先業務（災害対策業務）の件数

部	班	班を構成する課等	非常時優先業務（災害対策業務）						対象外
			～3h	～24h	～72h	～1w	～1m	合計	
市長公室	秘書班	秘書課	1	1	1	2	2	2	0
	経営改革班	経営改革課	3	3	5	5	5	5	0
	シティプロモーション班	シティプロモーション課	4	4	4	3	0	4	0
総務部	本部班	総務課 危機管理課	9	10	10	10	9	10	0
	職員班	職員課 契約検査課	2	3	4	3	3	4	0
企画部	企画班	企画課 オーガニックシティ推進課 地域政策室	1	1	1	0	0	1	0
財務部	財政班	財政課	1	1	2	1	2	3	0
	市民税班	市民税課	1	1	1	1	2	3	0
	資産税班	資産税課	1	1	1	1	2	3	0
	収税対策班	収税対策室	1	1	1	1	2	3	0
	会計班	会計室	0	1	2	2	2	2	0
資産管理部	財産活用班	財産活用課	2	4	4	4	0	4	0
	営繕班	営繕課	2	3	4	6	0	6	0
		庁舎準備室							
市民部	市民班	市民課	4	4	2	2	0	4	0
	保険年金班	保険年金課	0	2	2	2	2	2	0
	市民活動支援班	市民活動支援課 地域共生推進課	2	3	3	3	1	4	0
健康こども部	子育て支援班	子育て支援課 こども発達支援課	3	3	4	3	0	4	0
	こども保育班	こども保育課	2	4	4	3	0	4	0
	健康推進班	健康推進課	3	3	4	4	3	4	0
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	1	2	2	1	0	2	0
福祉部	福祉支援班	福祉相談課 生活支援課	3	5	5	4	1	6	0
	障がい福祉班	障がい福祉課	2	2	4	3	0	4	0
	高齢者福祉班	高齢者福祉課 介護保険課	2	3	3	2	2	3	0

部	班	班を構成する 課等	非常時優先業務（災害対策業務）						対象外
			～3 h	～24 h	～72 h	～1 w	～1 m	合計	
環境部	環境衛生班	環境政策課 生活衛生課	1	1	2	4	0	5	0
	廃棄物対策班	資源循環推進課	4	4	4	4	4	4	0
経済部	農林水産班	農林水産課	2	2	1	1	1	2	0
	産業振興班	産業振興課 観光振興課	0	3	3	3	3	3	0
	市場班	地方卸売市場	1	2	2	2	2	2	0
都市 整備部	都市政策班	都市政策課	1	2	1	1	1	2	0
	市街地整備班	市街地整備課	2	2	2	4	4	4	0
	建築指導班	建築指導課	2	2	1	1	1	2	0
	住宅班	住宅課	0	0	1	1	1	2	0
	下水道推進班	下水道推進室	0	1	1	1	0	1	0
	管理用地班	管理用地課	2	2	2	2	0	2	0
	土木班	土木課	4	4	2	2	0	4	0
消防部	消防部	消防部	7	7	6	4	4	7	0
教育部	教育総務班	教育総務課	2	3	3	3	0	4	0
	学校教育班	学校教育課 学校給食課 学校給食センター まなび支援センター	2	3	3	3	1	5	0
	生涯学習班	生涯学習課 文化課 図書館 郷土博物館	1	1	2	1	0	2	0
	公民館班	公民館	2	1	1	1	1	2	0
特命部	特命班	市議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局	3	3	3	3	3	1	0
合計			86	108	113	107	64	143	0

② 一般通常業務

各課等の一般通常業務の非常時優先業務は、次のとおりである。

表 地-3-4 各課の非常時優先業務（一般通常業務）の件数

部	班	班を構成する 課等	非常時優先業務（災害対策業務）						対象外
			～3 h	～24 h	～72 h	～1 w	～1 m	合計	
市長 公室	秘書班	秘書課	0	0	0	0	0	0	3
	経営改革班	経営改革課	0	0	0	4	8	8	3
	シティプロモーション班	シティプロモーション課	0	0	0	0	0	0	11

< 地震編 >

部	班	班を構成する 課等	非常時優先業務（災害対策業務）					合計	対象外
			～ 3 h	～24 h	～72 h	～ 1 w	～ 1 m		
総務部	本部班	総務課 危機管理課	5	3	3	4	4	6	32
	職員班	職員課 契約検査課	0	0	0	2	2	2	21
企画部	企画班	企画課 オーガニクシティ推進課 地域政策室	1	1	1	0	0	1	41
財務部	財政班	財政課	0	0	0	0	1	1	14
	市民税班	市民税課	0	0	0	0	0	0	8
	資産税班	資産税課	0	0	0	0	0	0	4
	収税対策班	収税対策室	0	0	0	0	0	0	7
	会計班	会計室	0	0	0	0	0	0	13
資産管 理部	財産活用班	財産活用課	0	0	0	0	0	0	15
	営繕班	営繕課	0	0	0	0	0	0	8
		庁舎準備室							
市民部	市民班	市民課	0	0	7	12	21	21	2
	保険年金班	保険年金課	0	0	4	4	6	6	10
	市民活動支援班	市民活動支援課 地域共生推進課	5	5	5	5	6	6	30
健康 こども 部	子育て支援班	子育て支援課 こども発達支援課	2	2	2	2	13	13	4
	こども保育班	こども保育課	1	1	1	3	5	5	4
	健康推進班	健康推進課	1	2	3	3	8	8	8
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	0	0	0	0	0	0	8
福祉部	福祉支援班	福祉相談課 生活支援課	0	0	0	1	1	1	14
	障がい福祉班	障がい福祉課	0	0	0	8	9	9	10
	高齢者福祉班	高齢者福祉課 介護保険課	0	0	0	0	0	0	26
環境部	環境衛生班	環境政策課 生活衛生課	1	1	1	5	5	5	22
	廃棄物対策班	資源循環推進課	0	0	0	0	0	0	17
経済部	農林水産班	農林水産課	0	0	0	0	0	0	14
	産業振興班	産業振興課 観光振興課	0	0	0	0	0	0	21
	市場班	地方卸売市場	0	0	0	1	1	1	6
都市 整備部	都市政策班	都市政策課	0	0	0	0	0	0	15
	市街地整備班	市街地整備課	5	5	5	5	6	6	13
	建築指導班	建築指導課	0	0	0	0	4	4	16
	住宅班	住宅課	0	1	1	1	2	2	8

部	班	班を構成する 課等	非常時優先業務（災害対策業務）					合計	対象外
			～ 3 h	～24 h	～72 h	～ 1 w	～ 1 m		
	下水道推進班	下水道推進室	2	2	6	7	7	7	27
	管理用地班	管理用地課	0	0	0	0	0	0	10
	土木班	土木課	0	0	0	0	4	4	11
消防部	消防部	消防部	31	31	31	32	32	33	72
教育部	教育総務班	教育総務課	0	0	0	1	2	2	19
	学校教育班	学校教育課 学校給食課 学校給食センター まなび支援センター	2	2	2	6	7	7	28
	生涯学習班	生涯学習課 文化課 図書館 郷土博物館	2	2	2	3	3	4	42
	公民館班	公民館	0	0	0	0	0	0	3
特命部	特命班	市議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局	0	3	4	5	10	10	59
合計			58	61	78	114	167	172	699

5 各課の非常時優先業務と必要職員数

具体の非常時優先業務と、非常時優先業務を実施するために必要な職員数について、実施時期別に集計し、参集職員数との差（不足数）を算出した結果は、次のとおりである。

この不足人数を一つの目安として、各課等での人員配置や各課等間での人員協力等の体制、他自治体の職員や民間等の外部支援者の応援を受ける協力関係を築き、効果的に非常時優先業務を行う体制が必要となる。

表 地-3-5 非常時優先業務と必要職員数

		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数	
		3時間以内		1日以内		3日以内		1週間以内		1ヶ月以内							
木更津市	応急対策	429.3	563.7	573.3	706.8	675.3	821.9	706.1	893.4	630.8	923.3	805	805				
	通常業務	134.4		133.5		146.6		187.3		292.5							
市長公室	応急対策	9.9	9.9	9.9	9.9	11.9	21	11.9	13.3	5.9	9.9	21	21				
	通常業務	0.0		0.0		0.0		1.4		4.0							
総務部	応急対策	21.0	22.3	26.0	26.8	28.0	30	24.7	27.3	21.5	25.5	30	30				
	通常業務	1.3		0.8		0.8		2.6		4.0							
企画部	応急対策	4.0	4.5	4.0	4.5	4.0	16	0.0	0.0	0.0	0.0	16	16				
	通常業務	0.5		0.5		0.5		0.0		0.0							
財務部	応急対策	12.0	12.0	15.0	15.0	17.0	45	34.0	34.0	44.5	45.0	45	45				
	通常業務	0.0		0.0		0.0		0.0		0.5							
資産管理部	応急対策	11.0	11.0	13.0	13.0	14.0	23	18.0	18.0	0.0	0.0	23	23				
	通常業務	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0							
市民部	応急対策	18.0	23.0	31.0	36.0	27.0	44	24.0	44.0	12.0	48.0	44	44				
	通常業務	5.0		5.0		17.0		20.0		36.0							
健康こども部	応急対策	41.0	77.0	66.0	91.0	66.0	101	83.0	112.0	44.0	113.5	101	101				
	通常業務	36.0		25.0		27.0		29.0		69.5							
福祉部	応急対策	46.0	46.0	56.0	56.0	56.0	56	37.0	56.0	25.0	56.0	56	56				
	通常業務	0.0		0.0		0.0		19.0		31.0							
環境部	応急対策	59.0	63.0	61.0	67.0	65.0	50	63.0	71.0	59.0	71.0	50	50				
	通常業務	4.0		6.0		2.0		8.0		12.0							
経済部	応急対策	16.0	16.0	32.0	32.0	38.0	33	37.5	38.0	35.5	36.0	33	33				
	通常業務	0.0		0.0		0.0		0.5		0.5							
都市整備部	応急対策	51.2	53.2	91.2	97.2	165.2	102	186.2	195.7	228.2	261.7	102	102				
	通常業務	2.0		6.0		8.0		9.5		33.7							
消防部	応急対策	92.2	164.8	109.2	181.8	109.2	182	103.3	175.8	103.3	175.8	182	182				
	通常業務	72.6		72.6		72.6		72.5		72.5							
教育部	応急対策	41.0	54.0	52.0	68.0	67.0	87	76.5	98.6	45.1	69.7	87	87				
	通常業務	13.0		16.0		17.0		22.1		24.6							
特命部	応急対策	7.0	7.0	7.0	8.6	7.0	15	7.0	9.7	7.0	11.2	15	15				
	通常業務	0.0		1.6		1.7		2.7		4.2							

(注) カラーのセルは、必要人数より参集人数が少ないものを示す。

表 地-3-6 非常時優先業務と必要職員数（詳細）

		発災後	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
秘書班 (秘書課)		参集職員数→	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		下記の合計人数との差→	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0
応急対策	秘書班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	災害見舞及び視察者に関すること。				2.0	2.0
経営改革班 (経営改革課)		参集職員数→	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0
		下記の合計人数との差→	7.1	8.1	6.1	5.7	3.1
応急対策	経営改革班	部内他班の協力及び調整に関すること。	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
"	"	部内の連絡調整に関すること。	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
"	"	部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
"	被害調査班	被害調査班			1.0	0.5	0.5
"	"	担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部への通報に関すること。			1.0	0.5	0.5
通常業務	経営改革課	地方分権の総合調整に関すること。					0.5
"	"	職員の定数に関すること。					0.5
"	"	行政組織及び事務の管理に関すること。					0.5
"	"	デジタル化の推進に係る総合調整に関すること。					0.5
"	"	電子計算組織の管理運営に関すること。				0.3	0.5
"	"	情報ネットワークの管理運営に関すること。				0.3	0.5
"	"	情報セキュリティ対策に関すること。				0.3	0.5
"	"	室の経営管理及び庶務に関すること。				0.5	0.5
シティプロモーション班 (シティプロモーション課)		参集職員数→	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
		下記の合計人数との差→	0.0	1.0	1.0	2.0	8.0
応急対策	シティプロモーション班	災害情報の収集伝達、災害記録（写真を含む。）の総括に関すること。	2.0	2.0	3.0	3.0	
"	"	避難勧告等の伝達に関すること。	2.0	2.0	1.0	1.0	
"	"	帰宅困難者への情報提供に関すること。	2.0	2.0	1.0		
"	"	報道機関との連絡に関すること。	1.0	1.0	2.0	2.0	

発災後			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
本部班 (総務課・危機管理課)		参集職員数→	17.0	19.0	19.0	19.0	19.0
		下配の合計人数との差→	0.7	1.2	1.2	1.7	2.0
応急対策	本部班	災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難勧告等の判断に関する事	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5
"	"	被害状況、応急対策実施状況の総括に関する事	4.0	4.0	4.0	3.0	2.0
"	"	災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関する事	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関する事	1.0	0.5	0.5	0.2	
"	"	職員の動員及び配置調整に関する事(消防部を除く。)	1.5	1.5	1.5	1.0	1.0
"	"	各部との連絡調整に関する事	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
"	"	本会議に関する事	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
"	"	県本部等への報告及び連絡に関する事	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	自衛隊の災害派遣に関する事	1.0	1.5	1.5	2.0	2.0
"	"	防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関する事		1.0	1.0	1.0	1.0
通常業務	総務課	市議会に関する事	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0
"	"	公印に関する事	0.3				
"	"	文書の收受、発送及び保存に関する事				0.3	0.5
"	"	共用印刷機の維持管理に関する事	0.2				
"	危機管理課	防災行政用無線局の設置及び運用管理に関する事	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の協定に関する事	0.2	0.2	0.2	0.2	0.9
職員班 (職員課、契約検査課)		参集職員数→	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0
		下配の合計人数との差→	4.0	2.0	0.0	1.0	2.5
応急対策	職員班	職員の安否、勤務状況等の把握確認に関する事	4.0	4.0	3.0	3.0	2.0
"	"	職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関する事		3.0	3.0	3.0	2.0
"	"	応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関する事			3.0	3.0	3.0
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
通常業務	職員課	労働安全衛生に関する事				0.5	0.5
"	"	職員の給与に関する事				0.5	1.0
全職員 (企画課・オーガニゼーション推進課・地域政策課)		参集職員数→	15.0	16.0	16.0	16.0	16.0
		下配の合計人数との差→	10.5	11.5	11.5	16.0	16.0
応急対策	被害調査班	被害調査班	4.0	4.0	4.0		
通常業務	地域政策室	公共交通機関に関する事	0.5	0.5	0.5		
財政班 (財政課)		参集職員数→	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		下配の合計人数との差→	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0
応急対策	財政班	災害関係予算その他財政に関する事			1.0	2.0	2.0
"	"	ふるさと納税に関する事					0.5
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
通常業務	財政課	部の経営管理及び庶務に関する事					0.5
市民税班 (市民税課)		参集職員数→	18.0	20.0	20.0	20.0	20.0
		下配の合計人数との差→	16.0	18.0	18.0	8.0	0.0
応急対策	市民税班	市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関する事					2.0
"	"	り災証明書発行に関する事				12.0	18.0
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
資産税班 (資産税課)		参集職員数→	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		下配の合計人数との差→	7.0	8.0	8.0	0.0	0.0
応急対策	資産税班	資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関する事					2.0
"	"	り災証明に係る住家の被害調査に関する事				10.0	8.0
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
収税対策班 (収税対策室)		参集職員数→	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		下配の合計人数との差→	0.0	1.0	1.0	2.0	0.0
応急対策	収税対策班	税の徴収猶予及び相談に関する事					3.0
"	"	り災証明に係る住家の被害調査に関する事				5.0	4.0
"	被害調査班	被害調査班	6.0	6.0	6.0		
会計班 (会計室)		参集職員数→	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		下配の合計人数との差→	5.0	2.0	1.0	0.0	0.0
応急対策	会計班	経費物品の出納に関する事		3.0	3.0	4.0	4.0
"	"	義援金の受付及び保管に関する事			1.0	1.0	1.0
財産活用班 (財産活用課)		参集職員数→	6.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		下配の合計人数との差→	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0
応急対策	財産活用班	市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧(電話、電気、トイレ等のライフライン)並びに市庁舎の警備に関する事	3.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関する事	3.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	燃料の確保に関する事		2.0	2.0	2.0	
"	"	市有財産の被害状況の把握に関する事		1.0	1.0	1.0	
営繕班 (営繕課、庁舎準備室)		参集職員数→	15.0	16.0	16.0	16.0	16.0
		下配の合計人数との差→	10.0	10.0	9.0	5.0	16.0
応急対策	営繕班	災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関する事	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	建築業者との連絡調整に関する事			1.0	1.0	
"	"	被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関する事				3.0	
"	"	応急仮設住宅の建設に関する事				2.0	
"	"	教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関する事	3.0	3.0	3.0	2.0	
"	"	市有財産の被害状況の把握に関する事		1.0	1.0	1.0	

<地震編>

発災後			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
市民班 (市民課、金田出張所)			14.0	15.0	15.0	15.0	15.0
下記の合計人数との差→			0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	市民班	応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関する こと。	8.0	8.0	8.0	5.0	
"	"	救援物資の募集、受け付けに関すること。	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	金田出張所班	本庁との連絡調整や諸連絡及び金田出張所の被害状 況の把握、災害記録の総括に関すること。	2.0	2.0			
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0			
通常業務	市民課	戸籍及び住民登録に関すること。			2.0	2.5	5.0
"	"	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する こと。			0.2	0.2	0.2
"	"	埋火葬許可に関すること。			0.5	1.0	1.3
"	"	印鑑登録に関すること。			0.4	0.5	0.5
"	"	住居表示に関すること。					0.2
"	"	国民健康保険及び国民年金の被保険者資格に係る届 出の受付に関すること。					0.5
"	"	自動車臨時運行の許可に関すること。				0.3	0.3
"	"	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の 認証業務における電子証明書の発行等に関するこ と。				0.5	0.5
"	"	出張所及び連絡所に関すること。				0.1	0.1
"	"	中长期在留者住居地届出等に関すること。				0.2	0.2
"	"	船員法（昭和22年法律第100号）に基づく船舶及び 船員に関すること。					0.2
"	"	住民実態調査に関すること。					0.1
"	"	人口動態調査に関すること。					0.1
"	"	相続税法（昭和25年法律第73号）の報告に関するこ と。					0.2
"	"	既決犯罪人名簿に関すること。					0.2
"	"	個人番号カードに関すること。			0.5	0.5	1.0
"	"	旅券発行関連事務に関すること。					1.0
"	"	住民票、戸籍謄本及び納税証明書等各種証明書の交 付事務に関すること。			1.0	1.0	2.0
"	"	死亡に関する手続き業務の運営に関すること。			0.4	1.0	1.0
"	"	部の経営管理及び庶務に関すること。				0.2	0.2
"	"	結婚新生活支援事業に関すること。					0.2
保険年金班 (保険年金課)			17.0	19.0	19.0	19.0	19.0
下記の合計人数との差→			17.0	7.0	0.0	0.0	-6.0
応急対策	保険年金班	生活物資の避難所への搬送に関すること。		8.0	8.0	8.0	6.0
"	"	救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避 難所への搬送に関すること。		4.0	4.0	4.0	4.0
通常業務	保険年金課	国民健康保険の総括運営に関すること。			2.0	2.0	2.0
"	"	国民健康保険の給付に関すること。			2.0	2.0	3.5
"	"	被保険者の資格及び被保険者証の更新に関するこ と。			2.0	2.0	4.5
"	"	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関 すること。			1.0	1.0	2.5
"	"	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関 すること。					1.5
"	"	後期高齢者医療制度に関すること。					1.0
市民活動支援班 (市民活動支援課、地域共生推進課)			9.0	10.0	10.0	10.0	10.0
下記の合計人数との差→			0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
応急対策	市民活動支援班	交通状況の確認調査、交通関係についての警察との 連絡・調整、住民への周知に関すること。	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	外国人対策に関すること。		1.0	1.0	1.0	
"	"	被災者相談窓口開設及び運営に関すること。				2.0	2.0
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
通常業務	市民活動支援課	市民活動支援センターの管理運営に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	金田地域交流センターの管理運営に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	市政協力員に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	集会用共同施設の整備助成に関すること。					1.0
"	"	自転車駐車場施設の管理運営に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	交通公園施設の管理運営に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
子育て支援班 (子育て支援課、こども発達支援課)			18.0	20.0	20.0	20.0	20.0
下記の合計人数との差→			7.0	9.0	7.0	9.0	1.5
応急対策	子育て支援班	児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援セ ンター、母子生活支援施設等の被害調査に関するこ と。	4.0	4.0	4.0	4.0	
"	"	要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関するこ と。	2.0	2.0	1.0	1.0	
"	"	福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関するこ と。			3.0	3.0	
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
通常業務	子育て支援課	児童手当に関すること。					1.0
"	"	児童扶養手当に関すること。					1.0
"	"	子ども医療費の助成に関すること。					1.0
"	"	ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関するこ と。					1.0
"	"	未熟児養育医療費に関すること					1.0
"	"	遺児福祉基金の管理運用及び遺児手当に関するこ と。					0.5
"	"	子ども家庭総合支援拠点に関すること。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	助産施設及び母子生活支援施設への入所に関するこ と。					1.0
"	"	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援に関 すること。					0.5
"	"	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸 付に関すること。					0.5
"	"	DV（ドメスティック・バイオレンス）による被害 者からの相談及び支援に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	こども発達支援課	こどもの発達支援に関すること。					4.5
"	"	ことばの相談及び指導に関すること。					3.5

発災後			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
こども保育班 (こども保育課)		参集職員数→	40.0	44.0	44.0	44.0	44.0
		下記の合計人数との差→	0.0	3.0	3.0	3.0	2.0
応急対策	こども保育班	応急保育に関すること。		11.0	11.0	11.0	
"	"	福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。		2.0	2.0	2.0	
"	"	児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。	7.0	7.0	7.0	6.0	
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0		
通常業務	こども保育課	児童福祉施設の管理及び保育園の整備に関すること。				1.0	3.0
"	"	教育・保育の必要性の認定等に関すること。				1.0	3.0
"	"	市立保育園の管理運営に関すること。					1.0
"	"	保育の実施等に関すること。	32.0	20.0	20.0	20.0	32.0
"	"	私立保育園の運営指導等に関すること。					3.0
健康推進班 (健康推進課)		参集職員数→	29.0	32.0	32.0	32.0	32.0
		下記の合計人数との差→	4.0	-2.0	-2.0	-23.0	-21.0
応急対策	健康推進班	要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。	17.0	20.0	15.0	4.0	4.0
"	"	被災者の健康管理、防疫に関すること。			3.0	36.0	36.0
"	"	医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。	5.0	10.0	10.0	9.0	4.0
通常業務	健康推進課	予防接種に関すること。					1.0
"	"	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業に関すること。					1.0
"	"	保健活動に関すること。					1.0
"	"	救急医療に関すること。					1.0
"	"	君津中央病院企業団との連絡調整に関すること。			2.0	2.0	2.0
"	"	医療関係団体との連絡調整に関すること。					1.0
"	"	感染症予防（他の部に属するものを除く。）に関すること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	子育て世代包括支援センターに関すること。		1.0	1.0	1.0	1.0
スポーツ振興班 (スポーツ振興課)		参集職員数→	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		下記の合計人数との差→	4.0	0.0	0.0	0.0	5.0
応急対策	スポーツ振興班	市民体育館に避難所、物資集積場が設置された場合の運用支援に関すること。		4.0	4.0	5.0	
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0		
福祉支援班 (福祉相談課・生活支援課)		参集職員数→	17.0	19.0	19.0	19.0	19.0
		下記の合計人数との差→	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	福祉支援班	災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。					6.0
"	"	遺体の処理に関すること。	8.0	10.0	10.0	5.0	
"	"	日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。		3.0	3.0	1.0	
"	"	福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。	8.0	3.0	3.0	2.0	
"	"	部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）		2.0	2.0	1.0	
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0		
通常業務	生活支援課	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護に関すること。				10.0	13.0
障がい福祉班 (障がい福祉課)		参集職員数→	16.0	18.0	18.0	18.0	18.0
		下記の合計人数との差→	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	障がい福祉班	障がい者の避難支援及び厚生援護に関すること。	15.0	17.0	9.0	4.0	
"	"	福祉避難所の運営等に関すること。			7.0	4.0	
"	"	児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。			1.0	1.0	
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0		
通常業務	障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく支援に関すること。				1.0	3.0
"	"	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく支援に関すること。				1.0	2.0
"	"	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく支援に関すること。				1.0	2.0
"	"	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく支援に関すること（健康こども部子育て支援課の所管に属するものを除く。）。				1.0	2.0
"	"	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく支援に関すること。				1.0	2.0
"	"	福祉カー貸付事業に関すること。					1.0
"	"	重度心身障害者紙おむつ給付事業に関すること。				1.0	2.0
"	"	障害福祉関係団体との連携に関すること。				1.0	1.0
"	"	基幹相談支援センターに関すること。				2.0	3.0
高齢者福祉班 (高齢者福祉課・介護保険課)		参集職員数→	17.0	19.0	19.0	19.0	19.0
		下記の合計人数との差→	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	高齢者福祉班	要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。	11.0	14.0	12.0	13.0	13.0
"	"	福祉避難所の運営等に関すること。		3.0	5.0	6.0	6.0
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0		
環境衛生班 (環境施策課・生活衛生課)		参集職員数→	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		下記の合計人数との差→	3.0	2.0	2.0	0.0	0.0
応急対策	環境衛生班	環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。			4.0	1.0	
"	"	防疫（消毒等）に関すること。				1.0	
"	"	動物対策に関すること。				1.0	
"	"	大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。				1.0	
"	被害調査班	被害調査班	4.0	4.0	4.0		
通常業務	環境政策課	公害発生源の指導、監視及び規制に関すること。				2.0	2.0
"	"	環境測定に関すること。				2.0	2.0
"	"	公害の苦情及び紛争等の処理に関すること。	4.0	6.0	2.0	2.0	4.0
"	生活衛生課	火葬場の管理運営に関すること。				1.0	2.0
"	"	霊園の経営及び維持管理に関すること。				1.0	2.0

<地震編>

発災後			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
廃棄物対策班 (資源循環推進課)			参集職員数→	35.0	38.0	38.0	38.0	38.0
			下配の合計人数との差→	-20.0	-19.0	-19.0	-21.0	-21.0
応急対策	廃棄物対策班	ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録(部門被害)、状況の調査及び応急復旧に関すること。	19.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
"	"	被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。	21.0	22.0	22.0	22.0	22.0	
"	"	仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。	13.0	13.0	13.0	15.0	15.0	
"	被害調査班	被害調査班	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
農林水産班 (農林水産課)			参集職員数→	15.0	16.0	16.0	16.0	16.0
			下配の合計人数との差→	1.0	-3.0	-3.0	-3.0	-1.0
応急対策	農林水産班	災害危険区域(山腹崩壊危険区域)の警戒巡視に関すること。	7.0	10.0				
"	"	農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録(部門被害)、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に関すること。	7.0	9.0	19.0	19.0	17.0	
産業振興班 (産業振興課、観光振興課)			参集職員数→	13.0	14.0	14.0	14.0	14.0
			下配の合計人数との差→	13.0	3.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	産業振興班	商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に関すること。(部門被害)		5.0	5.0	5.0	5.0	
"	"	観光施設の被害状況の調査及び対策に関すること。		4.0	7.0	7.0	7.0	
"	"	港湾に関すること。		2.0	2.0	2.0	2.0	
市場班(地方卸売市場)			参集職員数→	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
			下配の合計人数との差→	1.0	1.0	-2.0	-2.0	-2.0
応急対策	市場班	市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。	2.0	1.5	2.0	1.5	1.5	
"	"	地方卸売市場に物資集積所が設置された場合の運用支援に関すること。		0.5	3.0	3.0	3.0	
通常業務	地方卸売市場	市場施設の管理に関すること。				0.5	0.5	
都市政策班 (都市政策課)			参集職員数→	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0
			下配の合計人数との差→	5.0	4.0	9.0	-1.0	-19.0
応急対策	都市政策班	災害危険区域(宅地造成工事規制区域内)の警戒巡視に関すること。	6.0	6.0				
"	"	被災宅地の危険度判定に関すること。		2.0	3.0	13.0	31.0	
市街地整備班 (市街地整備課)			参集職員数→	15.0	17.0	17.0	17.0	17.0
			下配の合計人数との差→	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
応急対策	市街地整備班	金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。				0.7	0.6	
"	"	市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。	4.0	4.0	4.0	0.6	0.6	
"	"	現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。				0.7	0.6	
"	"	公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に関すること。	5.2	6.2	6.2	8.2	8.2	
通常業務	市街地整備課	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)に関すること。					0.4	
"	"	木更津駅前西口駐車場に関すること。	0.2	0.5	0.5	0.5	0.4	
"	"	木更津市金田駐車場に関すること。	0.2	0.4	0.4	0.4	0.3	
"	"	木更津金田バスターミナルに関すること。	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
"	"	木更津羽鳥野バスストップに関すること。	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
"	"	江川総合運動場拡張整備に関すること。	1.0	1.4	1.4	1.4	1.4	
建築指導班 (建築指導課)			参集職員数→	8.0	9.0	9.0	9.0	9.0
			下配の合計人数との差→	0.0	-12.0	-89.0	-100.0	
応急対策	建築指導班	がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に関すること。	2.0	1.0				
"	"	被災建築物の応急危険度判定に関すること。	6.0	20.0	98.0	109.0	184.0	
通常業務	建築指導課	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等に関すること。					0.5	
"	"	建築基準法に基づく許可及び認定に関すること。					0.5	
"	"	建築行政の調査、企画及び調整に関すること。					1.0	
"	"	建築行政の指導及び違反建築物の措置に関すること。					1.0	
住宅班 (住宅課)			参集職員数→	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
			下配の合計人数との差→	7.0	5.0	3.0	2.0	1.0
応急対策	住宅班	市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。			2.0	2.0		
"	"	応急仮設住宅の入居及び管理(賃貸住宅の借上げ含む)に関すること。					3.0	
通常業務	住宅課	市営住宅の建築及び管理事務に関すること。		3.0	3.0	4.0	3.0	
"	"	空家等対策に関すること。					1.0	
下水道推進班 (下水道推進室)			参集職員数→	21.0	23.0	23.0	23.0	23.0
			下配の合計人数との差→	20.8	2.8	0.8	0.3	20.3
応急対策	下水道推進班	公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設の被害調査、記録及び応急復旧に関すること。		20.0	20.0	20.0		
通常業務	下水道推進室	公共下水道の維持補修に関すること。			0.5	0.5	0.5	
"	"	都市下水路の維持補修に関すること。			0.5	0.5	0.5	
"	"	下水処理場及びポンプ場の運転並びに維持管理に関すること。			0.5	0.5	0.5	
"	"	地域汚水処理施設の維持管理に関すること。			0.5	0.5	0.5	
"	"	下水道事業に係る現金、有価証券、担保物件の出納保管及び資金運用に関すること。	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	
"	"	下水道事業に係る収入、支出その他会計諸票の審査並びに証拠書類及び帳票等の整理保存に関すること。				0.3	0.3	
"	"	下水道事業に係る公印に関すること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
管理用地班 (管理用地課)			参集職員数→	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0
			下配の合計人数との差→	1.0	0.0	0.0	0.0	11.0
応急対策	管理用地班	国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に関すること。	2.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	部内の公共土木施設関係の被害記録に関すること。(部門被害)	7.0	9.0	9.0	9.0		

発災後			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
土木班 (土木課)		参集職員数→	20.0	22.0	22.0	22.0	22.0
		下配の合計人数との差→	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
応急対策	土木班	災害危険区域（急傾斜地、土石流危険住家）の警戒巡視にすること。	3.0	3.0			
"	"	水防活動にすること。	5.0	5.0			
"	"	道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去にすること。	9.0	11.0	19.0	19.0	
"	"	土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達にすること。	2.0	2.0	2.0	2.0	
通常業務	土木課	交通安全施設の新設及び補修工事にすること。					2.0
"	"	道路、橋りょうの維持補修にすること。					6.0
"	"	河川、水路の維持補修にすること。					4.0
"	"	道路、河川災害復旧工事にすること。					9.0
消防部		参集職員数→	166.0	182.0	182.0	182.0	182.0
		下配の合計人数との差→	1.2	0.2	0.2	6.2	6.2
応急対策	消防部	防火水防活動にすること。	25.0	25.0	27.0		
"	"	救急救助にすること。	25.0	29.2	35.0		
"	"	災害危険区域の警戒巡視にすること。	10.0	10.0			
"	"	行方不明者の捜索にすること。	17.2	20.0	22.2	25.0	25.0
"	"	消防団による被害状況の調査取りまとめにすること。	5.0	10.0	10.0	20.0	20.0
"	"	危険物の被害記録にすること。（部門被害）	2.0	5.0	5.0	10.0	10.0
"	"	消防応援の受け入れ及び調整にすること。	8.0	10.0	10.0	48.3	48.3
通常業務	消防総務課	消防の公印にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	消防の情報公開にすること。				0.1	0.1
"	"	常備消防施設の建設及び維持管理にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	消防に係る損害賠償事故等の処理にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	職員の公務災害補償にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	職員の労働安全管理及び衛生管理にすること。	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1
"	警防課	団員の公務災害補償にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	消防職員の非常招集にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	消防水利の設置及び維持管理にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	車両の購入等及び維持管理にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	救急搬送証明にすること。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
"	予防課	危険物の規制にすること。	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
"	"	建築許可等の同意にすること。	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
"	消防署	火災防御その他の災害防除にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	救急支援活動にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	消防隊の運用及び管理にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	受持区域の警戒及び警備にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	災害情報の収集及び伝達にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	署員の非常招集にすること。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
"	"	署の通信機器の管理にすること。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	火災、救急、救助その他の災害等の受報にすること。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
"	"	火災、救急、救助その他の災害等への出動指令にすること。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
"	"	通信指令管制にすること。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	無線通信施設の運用及び維持管理にすること。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	消防通信施設の運用及び維持管理にすること。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	気象情報の収集及び伝達にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会にすること。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
"	"	救急及び救急救命にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
"	"	救急隊の運用及び管理にすること。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
"	"	医療機関との連絡調整にすること。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
"	"	救急医療情報にすること。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
"	"	火災その他の事故の人命救助にすること。	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
教育総務班 (教育総務課)		参集職員数→	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
		下配の合計人数との差→	0.0	0.0	1.0	1.9	5.8
応急対策	教育総務班	小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握にすること。	5.0	4.0	3.0	2.0	
"	"	市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査にすること。		1.0	1.0	1.0	
"	"	被災施設の応急復旧にすること。				1.0	
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0		
通常業務	教育総務課	奨学基金にすること。					0.1
"	"	学校給食(維持管理)にすること。				0.1	0.1
学校教育班 (学校教育課・学校給食課・ 学校給食センター・まなび支援センター)		参集職員数→	21.0	23.0	23.0	23.0	23.0
		下配の合計人数との差→	9.0	1.0	2.0	0.5	5.5
応急対策	学校教育班	教育施設の被害状況の調査にすること。		8.0	8.0		
"	"	応急教育計画、教員の確保にすること。				5.0	
"	"	被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給にすること。				2.0	
"	"	学校給食施設の維持管理にすること。	3.0	2.0	1.0	0.5	0.1
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0		
通常業務	学校教育課	就学、出席にすること。	3.0	6.0	6.0	3.0	2.4
"	"	教育課程、学習指導その他学校教育の指導にすること。					4.0
"	"	教科用図書及び教材にすること。				1.0	1.0
"	"	学校保健及び学校安全にすること。	5.0	5.0	5.0	4.0	3.0
"	学校給食課	学校給食施設の維持管理にすること。				3.0	3.0
"	まなび支援センター	校務支援端末の管理運営にすること。				2.0	2.0
"	"	校務支援端末のネットワークの管理運営にすること。				2.0	2.0

< 地震編 >

発災後			3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
生涯学習班（生涯学習課・文化課・図書館・郷土博物館）	参集職員数→		25.0	27.0	27.0	27.0	27.0
	下記の合計人数との差→		21.0	22.0	19.0	20.0	20.0
応急対策	生涯学習班	文化財の保護にすること。			2.0	0.0	
通常業務	生涯学習課	社会教育機関（郷土博物館金のすずを除く。）との連絡調整にすること。	1.0	2.0	3.0		
"	文化課	文化財の調査、保護及び活用に関する事。				2.0	2.0
"	"	文化財の指定及び管理にすること。				2.0	2.0
"	郷土博物館	博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
公民館班（公民館）	参集職員数→		28.0	31.0	31.0	31.0	31.0
	下記の合計人数との差→		-2.0	1.0	-14.0	-29.0	-14.0
応急対策	公民館班	施設利用者等の安全確保にすること。	15.0			0.0	
"	"	避難所の開設及び運営にすること。	15.0	30.0	45.0	60.0	45.0
特命班（市議会事務局・監査・農業委員会・選挙管理委員会）	参集職員数→		14.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	下記の合計人数との差→		7.0	6.4	6.3	5.3	3.8
応急対策	特命班	市議会議員との連絡調整にすること。	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
"	"	本部長の特命指示にすること。	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
"	被害調査班	被害調査班	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
通常業務	市議会事務局	公印の管理にすること。			0.1	0.1	0.1
"	"	議場及び議会関係各室の管理にすること。		0.3	0.3	0.3	0.3
"	"	本会議、委員会、その他諸会議にすること。				1.0	2.0
"	"	議案、その他付議事件の処理にすること。					0.1
"	"	議決、選挙及び決定事項等の処理にすること。					0.1
"	"	議事日程及び諸報告にすること。					0.1
"	"	会議録その他会議の記録の調製、編さん及び保管にすること。					0.1
"	"	議員並びに委員の出欠席にすること。					0.1
"	選挙管理委員会事務局	公印の管理にすること。		0.1	0.1	0.1	0.1
"	"	各種選挙の執行管理にすること。		1.2	1.2	1.2	1.2

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 業務実施体制

(1) 指揮命令系統

大規模災害発生時の指揮命令系統は、木更津市災害対策本部条例の定めるところにより、本部長（市長）が指揮をする。さらに、災害対策本部には部を置くことができ、部長が掌理することとなっている。

(2) 市長不在時の職務代行者

市長不在時の本部長の職務代行者は、地域防災計画の定めるところにより、次の順位となっている。

第1順位：副市長、第2順位：教育長、第3順位：総務部長

(3) 職員の参集と安否確認

職員の参集体制は、地域防災計画に定めるところにより、次のとおりとなっている。

災害対策職員への参集連絡は、自動配備以外の場合、総務部長から市長に情報を伝達し、市長が配備を判断する。本部長（市長）が配備を判断した場合、本部班が以下の通り配備指令を伝達する。

○ 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

○ 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

なお、自動参集の場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、災害等の状況により、別に定める「災害対策職員配置表」等に基づき、自ら所定の部署に参集する。

勤務時間外に自宅や家族が被災した場合や、遠隔地への外出時は、所属長に連絡することになるが、電話等の途絶により連絡できないことが想定される。

そのため、職員の安否確認のため、比較的連絡のとりやすい携帯メールによる安否確認を活用する。

表 地-4-1 職員の参集体制

体制		基準
本部設置前	注意	・気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき（自動配備） ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備） ・千葉県南部に長周期地震動の階級3以上が観測されたとき（自動配備） ・その他の状況により、必要と認められるとき
	配備	

体制		基準
	警戒 配備	・気象庁が発表した本市域の震度が震度5弱を記録したとき（自動配備） ・津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から津波注意報又は津波警報が発表されたとき（自動配備） ・その他の状況により必要と認められるとき
本部 設置 後	第一 配備	・気象庁が発表した本市域の震度が震度5強を記録したとき（自動配備） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備） ・津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動配備） ・その他、市長が必要と認めたとき
	第二 配備	・災害の状況により、市長が必要と認めたとき
	第三 配備	・気象庁が発表した本市域の震度が震度6弱以上を記録したとき（自動配備） ・その他、市長が必要と認めたとき

（４）職員の活動支援

大規模災害時には、多くの災害対策業務及び一般通常業務に対応するため、職員の負担が大きく、長時間の勤務を行う事態が想定される。対策の内容によっては、女性の比率が高い保健師や保育士等の職種も必要とされる。そのため、災害時においても家族の介護や子育て等にも配慮する環境づくりや勤務ローテーションの構築等を検討する。

また、災害対策は昼夜を問わず対応が必要となるため、職員の休憩・仮眠場所の確保も必要となる。

（５）職員の健康管理

大規模災害時には、業務への責務や長期間の勤務により、疲労による疾病や心理的負担が生じるおそれがある。そのため、メンタルヘルスを含めた職員の健康管理を検討する。

また、現場活動でのヘルメットやマスクの着用などにより、疾病の予防に努める。

2 災害対策要員の確保

（１）人員配置等の検討

廃棄物対策班、公民館班は、発災直後から業務が集中し、1ヶ月以内まで人手が不足する状況になっている。また、建築指導班は発生の1日後以降から1ヶ月以内まで大幅に人手が足りない状況となっている。その一方で、発災直後には優先度の高い業務を有していない班もあり、健康推進班や都市政策班のように災害発生後1週間程度経ってから人手が不足し始める班も見受けられる。そのため、災害時の対応を定める地域防災計画の改定にあわせて、各班の業務集中の度合いを勘案した役割分担や人員配置等の検討を行う。

（２）他機関等との連携の強化

非常時優先業務の実施にあたっては、各業務に係る機関・団体等への要請、業者等からの物資・資器材の調達など、様々な連携が必要となる。

特に、応急危険度判定や要配慮者の支援等の業務は、専門知識や資格が必要であり、すべてを職員で対応することは不可能である。

そのため、各課等において関係する機関、団体等との協力体制を検討し、協定の締結などによる連携を強化する。

3 庁舎

(1) 庁舎の耐震性確保

第1章における記載の通り、災害対策本部が置かれる駅前庁舎のほか、朝日庁舎、消防本部庁舎の耐震性は確保されていることから、これらの建物に被害が発生し、立ち入りが制限されるなどの支障が発生する可能性は低いと考えられる。

建物の構造に被害がなくとも、天井材、ガラス、照明器具等の非構造部材に被害があった場合に、職員や来庁者の負傷や機器の破損のおそれがある。このため、非構造部材について点検を行い、耐震化を推進する。

(2) 室内の安全確保

庁舎内の室内の書棚、ロッカー、コピー機等の什器の固定が十分ではないため、これらの転倒により職員の負傷や、パソコン等の機器が破損するリスクがある。

そのため、書棚、ロッカー等の固定、棚の上部の段ボール箱の撤去等の安全対策を実施する。

(3) 代替庁舎の選定及び整備

建物構造の被害以外の理由で庁舎が使用できないことも考慮に入れ、代替庁舎を指定する必要がある。

災害発生時に災害対策本部が設置され、災害対策の拠点となる駅前庁舎及び朝日庁舎の被害状況によってはこれらの全てが利用不可能となる事態も考えられる。

このため、これらの庁舎が利用できなくなった場合の代替庁舎を選定するとともに、代替庁舎についても、什器の転倒防止や停電対策など、本部機能の発揮に必要な整備を進めるものとする。なお、現体制においては、代替施設として「真舟小学校」を予定している。

表 地-4-2 代替庁舎の災害危険度

施設名	建築年（耐震対応済みの場合○）	災害危険度				
		地震	津波	洪水	高潮	土砂災害
真舟小学校	○	×	×	×	×	×

（注）「○」は対応、「×」は未対応を意味する。

表 地-4-3 代替庁舎の機能

	対象		真舟小学校	
耐震	建物の耐震性		○	
	天井、窓ガラス等の落下防止		×	
	オフィス家具、事務機器等の転倒防止		△(建物に固定している家具については対策がとれているが、事務機器等の備品については、所管外のため不明)	
浸水	止水板の設置や建物の耐水化等の浸水対策		×	
停電対策	発電機	稼働時間	なし	
		電力配分	なし	
	その他設備			
非常通信	災害時優先電話		回線	
	代替手段(無線)		災害用携帯電話、携帯型 I P 無線機	
	防災行政無線の稼働時間		72 時間	
トイレ	断水時の水洗トイレ使用		×	
	非常トイレの備蓄		×	
水食料	貯水量 (飲料可能分)		×	
	食料等の備蓄量		×	
基幹システム	サーバー等の耐震対策、重要データのバックアップ		—	
	ネットワーク障害の復旧体制		×	(保守業者との災害復旧対応の契約なし)
	P C、O A機器の電力供給		△	(各執務室の一部のみ使用可能)
空調設備			×	(商用電源回復まで全面利用不可)

(注) 「○」は対応、「△」は一部機能が対応、「×」は未対応を意味する。

4 電気、水、食料等の確保

(1) 電気

駅前庁舎及び朝日庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、基幹システムと各執務室の一部に分配されるようになっている。しかし、燃料タンクの容量が少ないため稼働時間が短く、燃料補給がなければ駅前庁舎は3時間、朝日庁舎は27時間で停止する。

各庁舎は燃料缶を常備できず、その都度職員が燃料を確保し運び入れる必要があるため、関係団体と協定を締結する等外部からの補給体制を確保するものとする。

消防本部庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、司令室内の電子機器（指令システム及び無線関係等）や各執務室の一部で電気が使用可能となっており、72時間（約3日間）稼働する。

(2) 飲料水

各庁舎とも飲料水の備蓄はないため、災害発生時の飲料水は職員の持参に頼ることになるが、職員の多くが認識していない。今後、職員に対し、非常参集にあたっては、自らが食料を持参することや平時から自宅でも自身で備えることについて周知するほか、必要量の確保と保管スペースの確保に努める。

(3) トイレ

各庁舎とも、非常用トイレは設置されておらず、駅前庁舎及び朝日庁舎では断水時には水洗トイレ用水が確保できず使用不可能となるほか、断水はしなくても停電時にはポンプが停止するため使用不可能となってしまう。そのため、非常用トイレや簡易トイレの備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進する。

(4) 食料

各庁舎とも食料の備蓄はないため、災害発生時の食料は職員の持参に頼ることになるが、職員の多くが認識していない。今後、職員に対し、非常参集にあたっては、自らが食料を持参することや平時から自宅でも自身で備えることについて周知するほか、食料備蓄や保管スペースの確保に努める。

5 通信手段

固定電話や携帯電話等の一般通信回線が輻輳の影響により、通話が不能となることや通信規制が行われることがある。こうした状況に対する対策として、輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話が駅前庁舎に5回線、朝日庁舎に2回線、消防本部庁舎に1回線あるほか、朝日庁舎には非常時用のアナログ回線が整備されている。

また、災害時優先電話が使用できない場合の代替手段として、防災行政無線が設置されているほか、駅前庁舎と朝日庁舎では携帯型IP無線機、消防本部庁舎では衛星電話が設置されている。ただ、防災行政無線は同報系無線により受信可能であるが、屋外拡声子局のバッテリー稼働時間は72時間（約3日間）であるため、今後は、様々な通信手段の導入やバッテリーの確保について検討する。

6 行政データのバックアップ

朝日庁舎に設置されている行政内部共通事務支援システム、ネットワークサーバー、基幹システムは、バックアップ体制が整備されており、専用の非常発電機や非常コンセントへの接続が確保されている。また、ネットワークサーバーは、耐震機能を備えたサーバーラックに格納している。しかし、保守業者との災害復旧対応の契約がなされていないことから、大規模災害により支障が生じた場合の復旧には時間を要するおそれがある。

消防庁舎では耐震対策としてサーバー機器等の固定を実施しているものの重要データのバックアップは実施できていない。

今後は、保守業者との災害時復旧対応に関する契約や、市外のデータセンター等へ保存するなどのクラウド化など、災害に強いシステム構築を推進する。

7 各課における業務継続体制の整備

各課等の所掌する非常時優先業務については、大規模災害時にも円滑に継続できるよう平時から対策を進める必要がある。

非常時優先業務の選定、評価において各課が抽出した問題点、課題、対策を確認し、各課において計画的に対策を進めるものとする。

8 受援体制の構築

大規模災害時には、市のみで対応することが困難なことから、迅速かつ的確に人・物の応援を受入れ、適切に配置することが重要となる。

しかし、熊本地震等では受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が見られ⁴、事前に受援体制を構築することが必要とされている。

発災直後から円滑な受援に対応できるよう、本部事務局や各部班の受援担当を決め、また、要請や受入れの役割分担を明確化し、さらに、想定災害が発生した場合に応援協力を求める要

⁴ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」 内閣府（防災担当） 平成29年3月

員や物資の種類・規模及び要請先などを検討し、受援計画としてとりまとめて受援体制を確立するものとする。

表 地-4-4 各部班の不足人数・主な優先業務及び応援協力要請先

部署	不足人数					主な非常時 優先業務	主な応援協力の要請先
	～3h	～24h	～72h	～1w	～1m		
市民部							
保険年金班					6.0	生活及び救援物資の受入・搬送	他市町村、関係団体
健康こども部							
健康推進班		2.0	2.0	23.0	21.0	医療救護、被災者の健康管理・防疫	県、医師会、歯科医師会、薬剤師会
環境部							
廃棄物対策班	20.0	19.0	19.0	21.0	21.0	ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録、状況の調査及び応急復旧	他市町村、関係団体
経済部							
農林水産班		3.0	3.0	3.0	1.0	災害危険区域の警戒巡回、農林業用施設等の被害調査及び応急復旧	他市町村、関係団体
市場班			2.0	2.0	2.0	市場施設の被害調査及び応急復旧、物資集積所の運用支援	他市町村、関係団体
都市整備部							
都市政策班				1.0	19.0	災害危険区域の警戒巡視、被災宅地の危険度判定	県、他市町村、建設業協同組合
建築指導班		12.0	89.0	100.0	178.0	がけ地近隣等危険住宅の警戒巡視、被災建築物の応急危険度判定	県、他市町村
教育部							
公民館班	2.0	1.0	14.0	29.0	14.0	施設利用者等の安全確保、避難所の開設及び運営	県、他市町村

<風水害編>

第 1 章 前提条件

1 本市で想定される風水害

(1) 洪水の想定

本市は、これまで小櫃川や矢那川の沿岸を中心に大雨をはじめとする気象を要因とする災害に見舞われており、特に昭和 45 年 7 月 1 日の大雨や令和元年房総半島台風では大きな被害が発生している。

千葉県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法（昭和 24 年法律第 193 号）により、小櫃川、矢那川、烏田川、畑沢川、浮戸川において、想定される最大規模の大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される区域について公表している。想定最大規模の大雨による氾濫が生じた場合、小櫃川、矢那川、烏田川、畑沢川、浮戸川周辺の低地部を中心に広範囲で浸水すると想定されている。

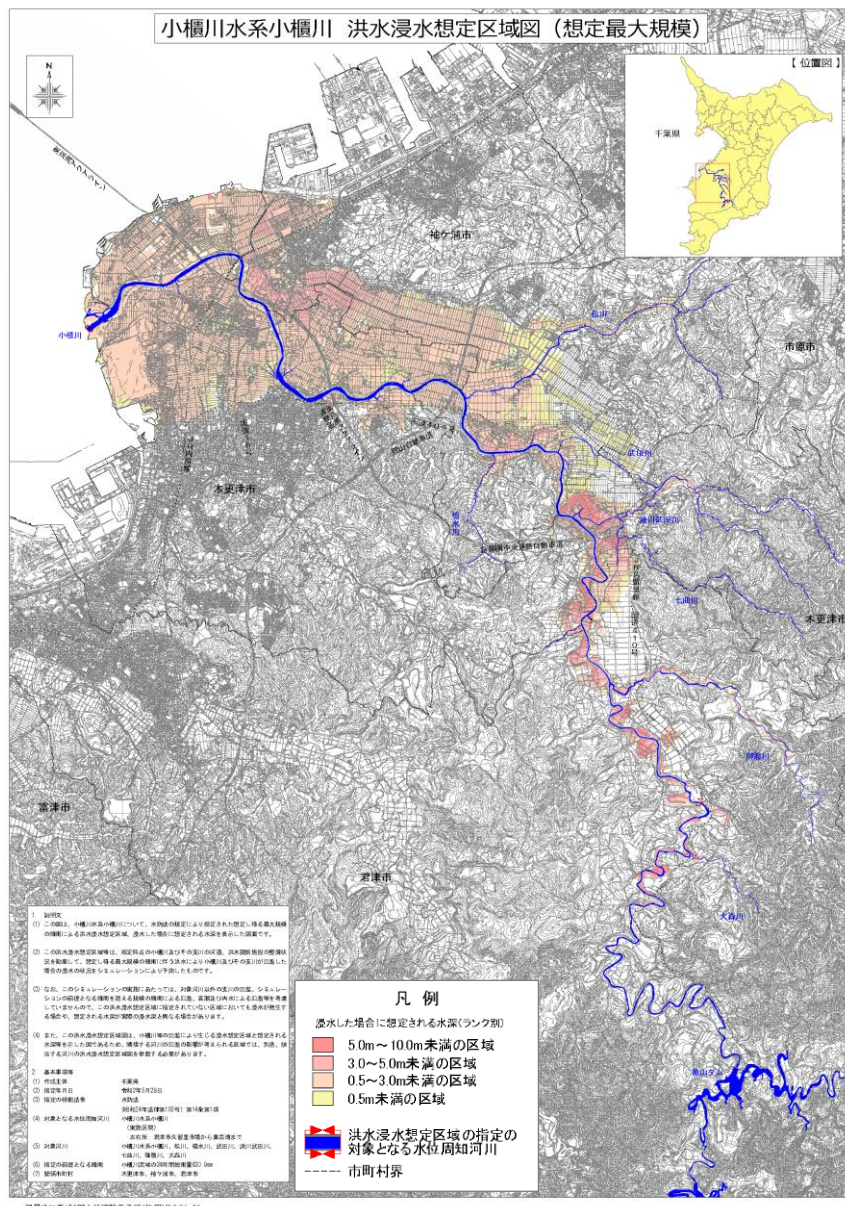


図 風-1-1 小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

出典：千葉県 小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和2年5月）

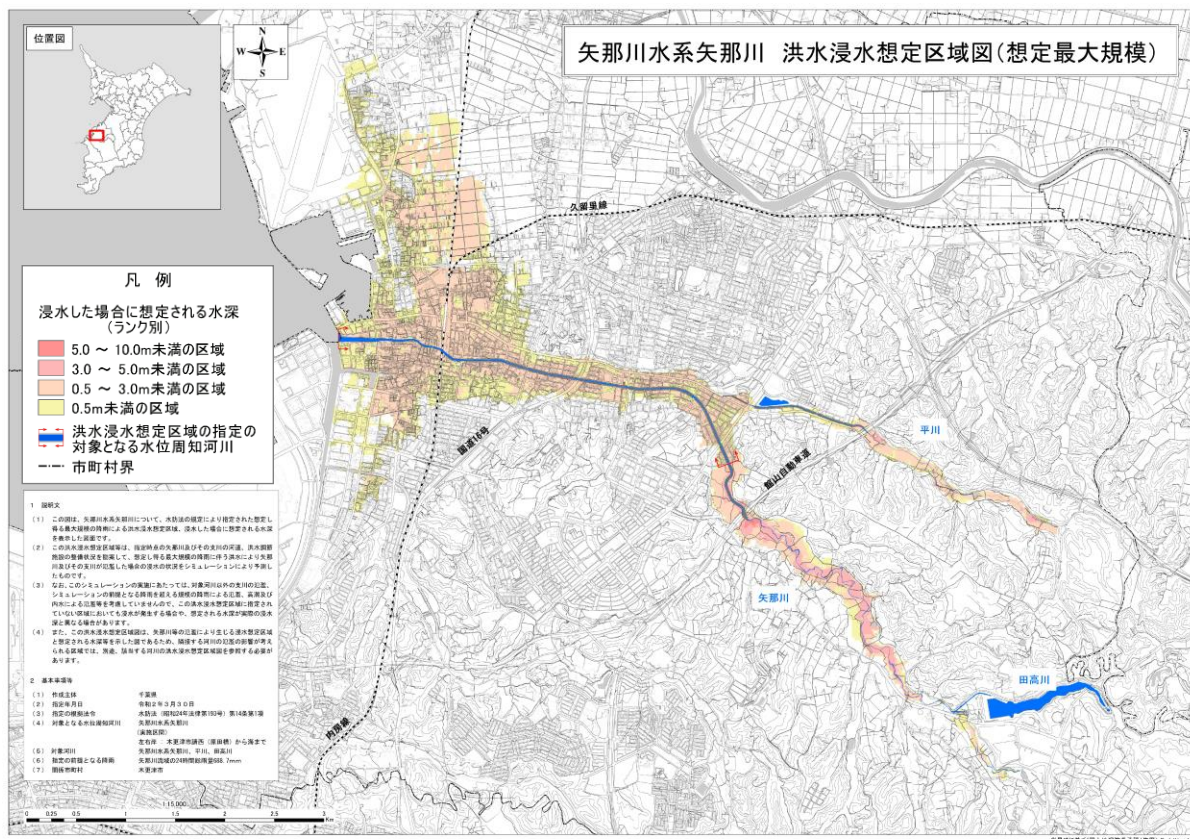


図 風-1-2 矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典：千葉県 矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(令和2年3月)

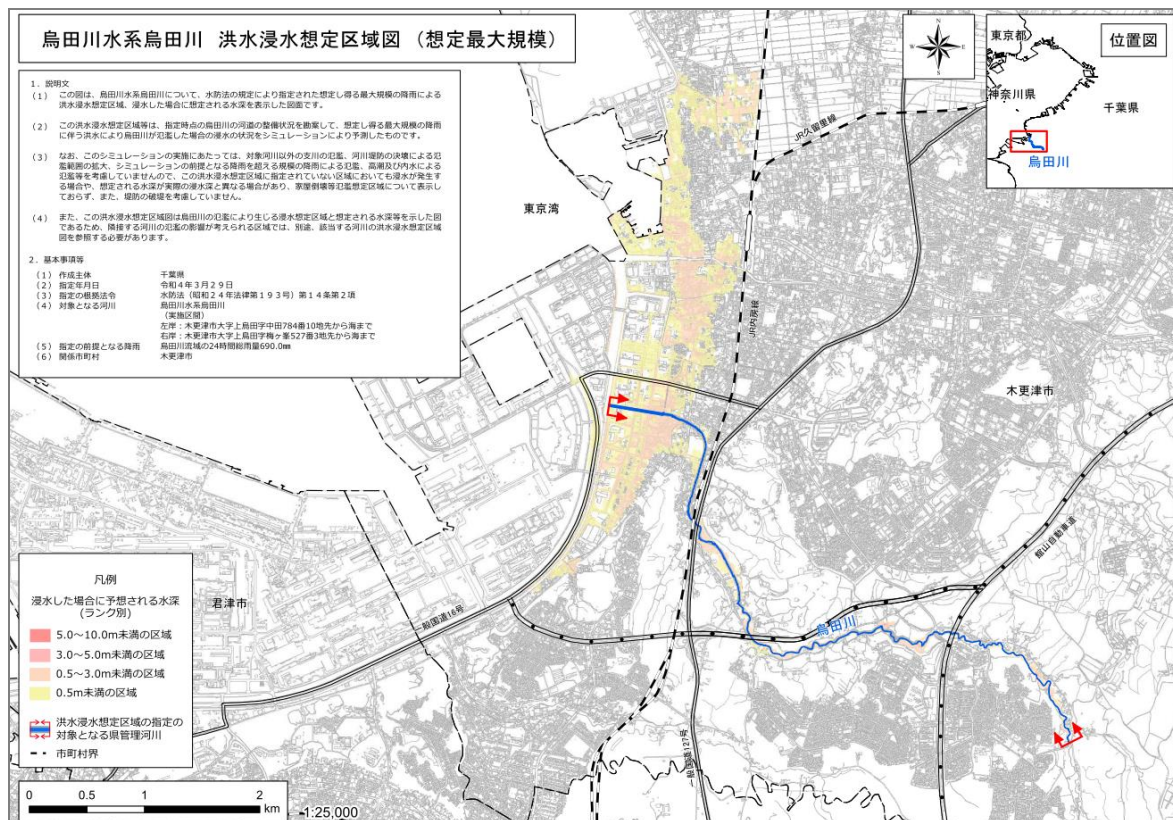


図 風-1-3 烏田川水系烏田川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典：千葉県 烏田川水系烏田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(令和4年3月)



図 風-1-4 畑沢川水系畑沢川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 畑沢川水系畑沢川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和4年3月）

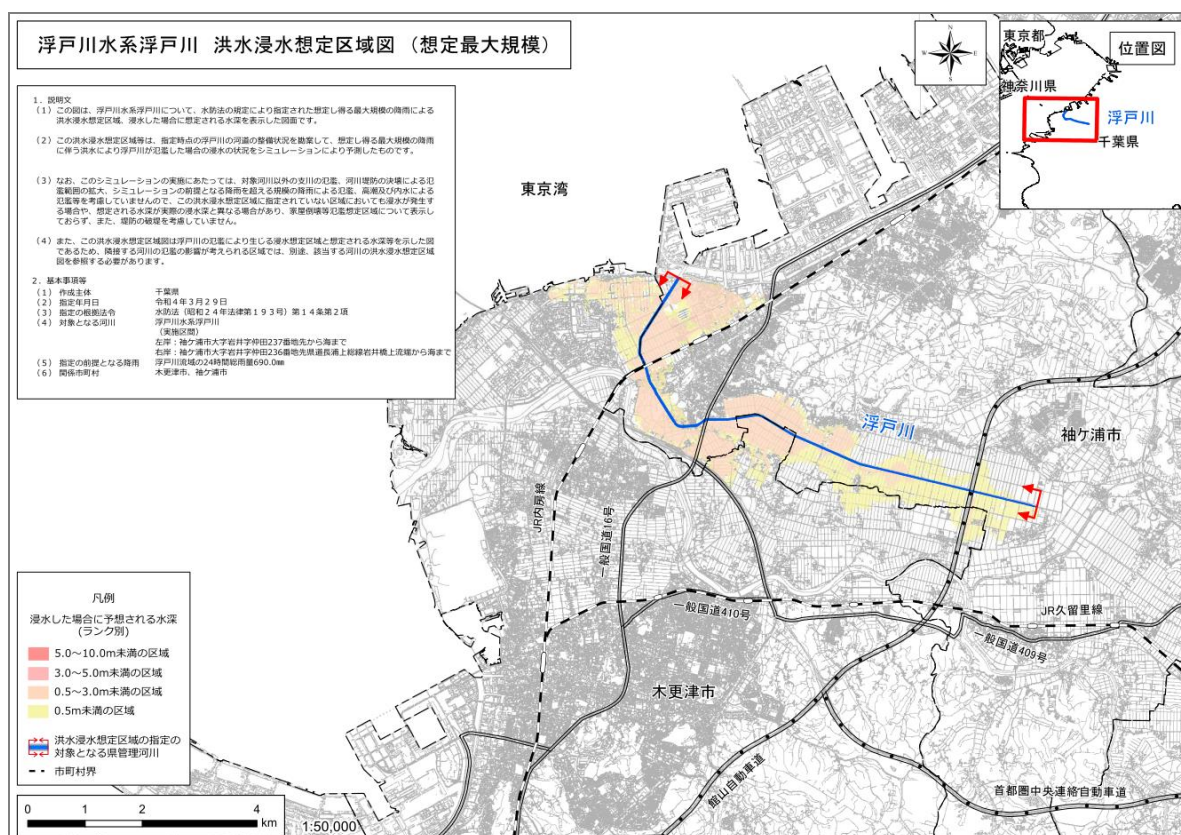


図 風-1-5 浮戸川水系浮戸川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 浮戸川水系浮戸川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和4年3月）

(2) 高潮被害の想定

千葉県では、平成 27 年 5 月に改正された水防法(昭和 24 年法律第 193 号)により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、東京湾沿岸〔千葉県区間〕において浸水が想定される区域での浸水の深さ(浸水深)を公表している。

想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、本市沿岸部から国道 16 号付近にかけて広範囲で浸水が想定されている。

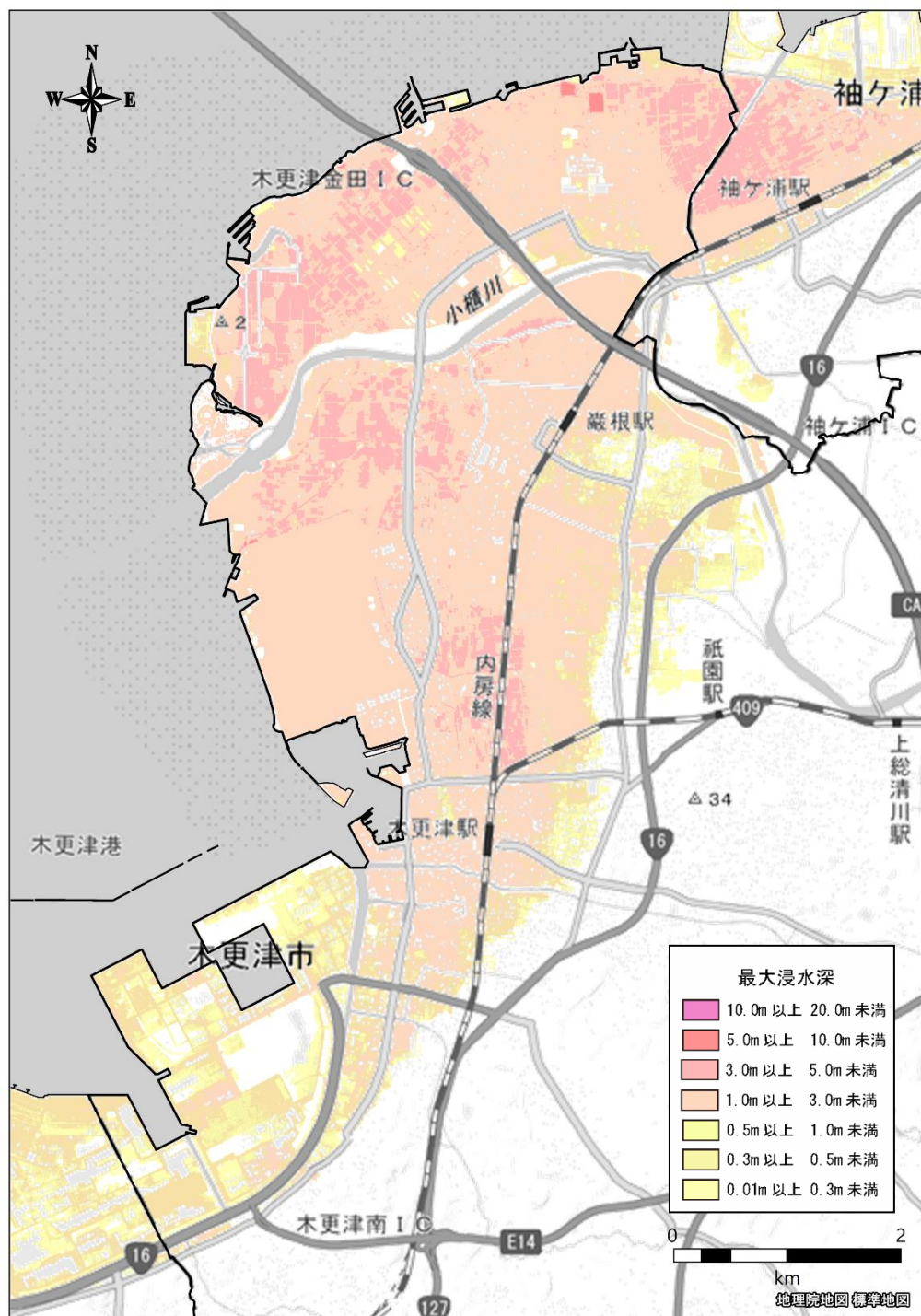


図 風-1-6 高潮浸水想定区域図(千葉県高潮浸水想定区域図)

出典：地理院タイルに「千葉県 高潮浸水想定区域図(平成 30 年 11 月)」を追記して掲載

(3) 土砂災害の想定

本市の土砂災害警戒区域は、303 箇所（急傾斜地の崩壊 259 箇所、土石流 44 箇所）、土砂災害特別警戒区域は 288 箇所（急傾斜地の崩壊 255 箇所、土石流 33 箇所）が指定されている（令和 6 年 1 月 30 日時点）。

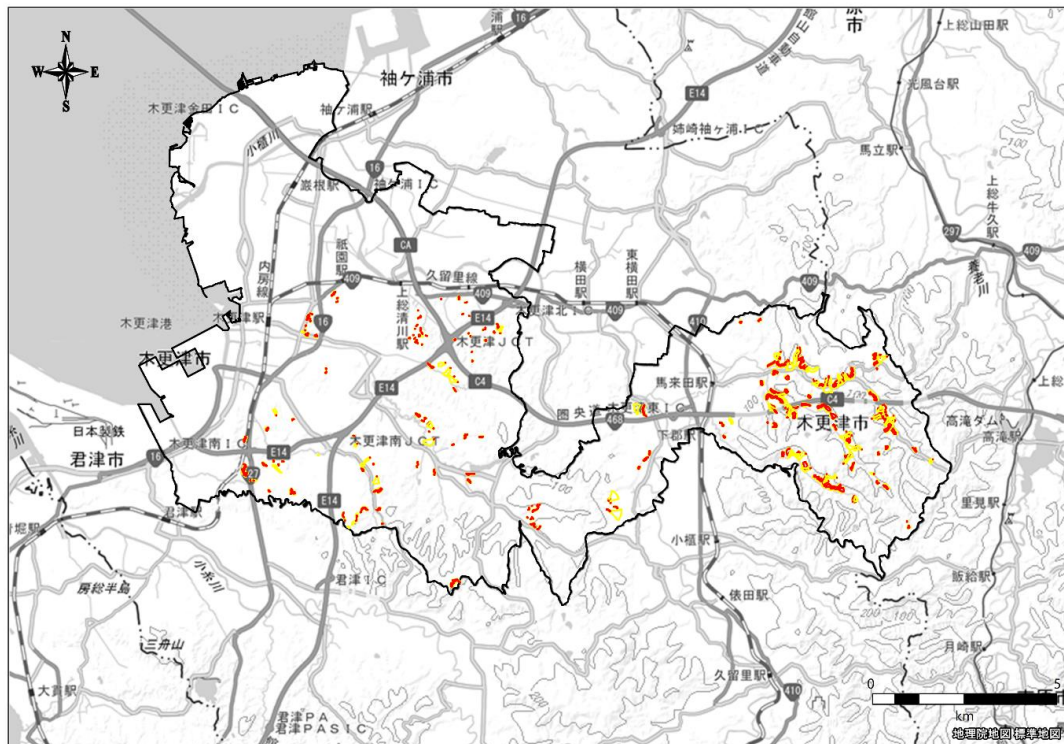


図 風-1-7 木更津市土砂災害警戒区域等

出典：地理院タイルに「土砂災害警戒区域等（木更津市）」を追記して掲載

2 本計画の対象とする風水害

令和元年房総半島台風（台風第 15 号）クラス以上の大型台風が本市を直撃した場合を対象とする。

表 風-1-8 令和元年房総半島台風（台風第 15 号）における本市の被害

項 目		数 量	備 考
建物被害	一部損壊	3,848 件	※屋根の損壊 3,651 棟 ※公共施設の損壊 102 棟
	過半全壊	20 件	
	全壊	2 件	
人的被害	死者	0 人	割れたガラスなどで負傷等 （直接要因）
	負傷者	4 人	
ライフライン被害	停電	最大 23,000 軒	※停電期間 9/9 02:03 頃 から 9/26 16:36
	断水	最大 60 軒	
交通被害	道路通行止め	16 軒	市道 9 件 林道 7 件
	道路損壊	461 件	
避難者		134 人（最大 62 世帯）	※避難所への避難者

第2章 業務継続に関するリスク分析

1 執務環境のリスク

令和元年房総半島台風（台風第 15 号）では、ライフラインの途絶等により、災害対策業務に多大な支障が発生した。そこで、災害対策の拠点となる施設について、庁舎機能や災害への備えについて現状を把握し、業務継続へのリスクを分析した。

対象は、主要な災害対策拠点となる駅前庁舎、朝日庁舎及び消防本部庁舎である。

（１）庁舎の安全性

駅前庁舎及び消防本部庁舎については、矢那川の浸水想定区域内に位置している。また、各庁舎とも、高潮浸水想定区域内に位置している。このため、各庁舎とも大型台風に伴う河川氾濫及び高潮により下層階で浸水が生じるリスクが高く、初動対応や応急対応に支障が出るおそれがある。

また、各庁舎とも、駐車場の浸水に伴い、公用車や消防車両に被害が生じるおそれがある。

（２）電力

駅前庁舎及び朝日庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、基幹システム関係と各執務室の一部で電気が使用可能となっている。しかし、燃料タンクの容量が少ないため稼働時間が短く、燃料補給がなければ駅前庁舎は 3 時間で、朝日庁舎は 27 時間で停止する。

消防本部庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、司令室内の電子機器（指令システム及び無線関係等）や各執務室の一部で電気が使用可能となっており、72 時間（約 3 日間）稼働する。

（３）非常通信

① 一般回線

各庁舎とも、庁内交換機が設置されているが、NTT の元回線が使用不可能になった場合、同時に使用不可能となる。駅前庁舎及び朝日庁舎については停電時に非常用バッテリーが稼働するが、非常用バッテリーの稼働時間は駅前庁舎で 2 時間、朝日庁舎で 3 時間である。

災害時優先電話が駅前庁舎に 5 回線、朝日庁舎に 2 回線、消防本部庁舎に 1 回線あるほか、朝日庁舎には非常時用のアナログ回線が整備されている。

② 防災行政無線

各庁舎とも、防災行政無線と災害用携帯電話が設置されているほか、駅前庁舎と朝日庁舎では携帯型 IP 無線機、消防本部庁舎では衛星電話が設置されている。

防災行政無線は同報系無線により受信可能であるが、屋外拡声子局のバッテリー稼働時間は 72 時間（約 3 日間）である。

(4) 空調

駅前庁舎及び朝日庁舎では、商用電源が回復するまで全面的に使用不可能となる。ただし、朝日庁舎内のサーバールームに限り、非常用発電機から電力の供給を受けることが可能であるが、燃料補給がなければ3時間で停止する。

消防本部では作戦室及び会議室内のみ利用可能なほかは全面的に使用不可能となる。

各庁舎とも、災害時に技術者派遣協定等は締結されていないため、別途職員の暑さ寒さ対策が必要となる。

(5) トイレ

各庁舎とも、非常用トイレは設置されていない。

駅前庁舎及び朝日庁舎では断水時には水洗トイレ用水が確保できず使用不可能となるほか、断水はしなくても停電時にはポンプが停止するため使用不可能となる。

消防本部庁舎は断水時にも水洗トイレが使用可能となるよう受水槽を設置している。

(6) 水食料等

各庁舎とも水・食料の備蓄はなく、駅前庁舎及び朝日庁舎では毛布その他にも備蓄されていないため、必要資材は職員が持参する必要がある。

(7) 基幹システム・ネットワーク

行政内部共通事務支援システム、ネットワークサーバー、基幹系システムについて、サーバーの耐震・浸水対策、非常用電源への接続及び重要データのバックアップを行っている。

ホームページ、緊急情報配信システムについては外部のサーバーを使用しており、保守業者側で耐震対策、非常用電源の確保及び重要データのバックアップを行っている。

保守業者との間に災害復旧対応の契約は締結されていない。このため、ネットワークが故障した場合、担当職員は参集するが、保守業者の要員が確保できず、復旧に時間を要するおそれがある。

(8) その他

各庁舎については、燃料缶の常備ができず、燃料補給は職員が都度運び入れることになっている。

表 風-2-1 庁舎の機能

	対象		駅前庁舎	朝日庁舎	消防本部庁舎
浸水対策	サーバーの浸水対策		—	○	○
	止水板の設置や建物の耐水化等の対策		×	×	×
停電対策	発電機	稼働時間	3 時間	27 時間	72 時間
		電力配分	基幹システムと各執務室の一部	基幹システムと各執務室の一部	災害対応コンセントを設置している執務室の一部
	その他設備			燃料備蓄施設	
非常通信	災害時優先電話		5 回線	2 回線	1 回線
	代替手段(無線)		業務用スマートフォン、災害用携帯電話、携帯型 I P 無線機	業務用スマートフォン、災害用携帯電話、携帯型 I P 無線機	業務用スマートフォン、災害用携帯電話、衛星電話
	防災行政無線の稼働時間		72 時間		
トイレ	断水時の水洗トイレ使用		×	×	○
	非常トイレの備蓄		×	×	×
水食料	貯水量(飲料可能分)		×	×	×
	食料等の備蓄量		×	×	×
基幹システム	サーバー等の耐震対策、重要データのバックアップ		—	○ (行政内部共通事務支援システム、ネットワークサーバー、基幹系システム)	△ 耐震 ○ バックアップ ×
	ネットワーク障害の復旧体制		× (保守業者との災害復旧対応の契約なし)		
	P C、O A 機器の電力供給		△ (各執務室の一部のみ使用可能)		△ (災害対応コンセントが設置している執務室のみ使用可能)
空調設備			×		△ (作戦室及び会議室以外は使用不可可能)

(注) 「○」は対応、「△」は一部機能が対応、「×」は未対応を意味する。

2 災害対策要員のリスク

風水害は、地震とは異なり、台風の接近等による被害の予測がある程度可能である。事前に予測される事態に備え、職員は被災前から必要な人員が参集しているものとする。

3 リスクシナリオ

業務継続を考慮するために、災害の様相について、どのように推移するかをリスクシナリオ（被害や機能の支障）として次のように想定する。また、時系列の詳細シナリオを、別添資料「リスクシナリオ」に示す。

（１）風水害発生

- ・令和元年房総半島台風規模の大型台風が木更津市付近を通過する。市内全域で平均風速が25m/sを超える暴風を観測し、台風通過後もしばらく強風が継続する。
- ・海岸部や小櫃川、矢那川、烏田川、畑沢川、浮戸川周辺で高潮や洪水に伴う浸水が発生する。
- ・市内各所で内水氾濫が発生する。
- ・山間部の急傾斜地でがけ崩れが発生する。

（２）建物被害

- ・台風通過に伴い、多数の住宅や公共施設、文化財が暴風により一部損壊、過半損壊、全壊する。
- ・沿岸部や小櫃川、矢那川、烏田川、畑沢川、浮戸川周辺では、高潮や洪水により多数の住宅や公共施設で床下・床上浸水が発生する。
- ・山間部や急傾斜地では、崩壊した土砂が住宅に流れ込む。

（３）ライフライン

- ・暴風により電線・電柱が損壊し、市内全域で停電となる。
- ・安否情報等で通信が輻輳し、一般電話はほぼつながらない状況となる。また、電子メールも遅延する。
- ・都市ガスはガス設備冠水のため二次被害防止の観点から供給が停止する。LPGガスは浸水により多数の容器が転倒する。また、転倒したガス容器からガス漏れが発生する。
- ・停電に伴い、市内のほぼ全域で断水となる。下水道も停電の影響でポンプ場が停止する。

（４）交通

- ・大雨や内水氾濫による浸水、強風に伴う樹木・電柱の倒壊、土砂流出等による道路閉塞、停電による信号機の停止等、各地で通行障害が発生する。
- ・緊急輸送道路である国道16号・アクアライン、館山自動車道、圏央道の交通規制が行われ、緊急通行車両以外の通行はできなくなる。
- ・JR内房線、久留里線の列車が計画運休を実施する。また、樹木・電柱の倒壊や急傾斜地の崩壊による線路閉塞により台風通過後も全ての運行が中止する。
- ・高潮で防波堤、岸壁、船舶等、上屋などが被災し、流出した船舶、漁具等が漂流する。

(5) 人的被害

- ・暴風による転倒、転落、ガラスの破片等により死者・負傷者が多数発生する。
- ・家屋の倒壊等による死者・負傷者が発生する。また、倒壊家屋の下敷きとなり、脱出が困難な住民も発生する。
- ・浸水した建物に取り残された住民が発生する。
- ・マンホールや側溝への転落により死者・負傷者が発生する。
- ・崩れた土砂が家屋に流れ込み、死傷者が発生する。

(6) その他被害

- ・道路、鉄道の被災により、市外からの通学者・通勤者が帰宅困難になる。また、駅周辺に帰宅困難者が集まる。
- ・台風が接近するにつれて多くの住民が避難所に殺到し、避難所が混乱する。また、台風通過後は、ペット同伴等を理由に避難者が車中泊やテント泊を行う。
- ・断水地区の住民等も避難所へ避難してくる。
- ・台風が接近するにつれてコンビニやスーパーで水・食料品が品切れとなる。また、重要施設の非常用電源の燃料が枯渇し、携帯電話やスマホの充電ができなくなる。
- ・農業ハウスの浸水や果樹の落果、作物の倒伏被害が発生する。

(7) 庁舎等の被害

- ・庁舎の下層階で浸水被害が発生する。
- ・停電のため、非常用発電機に切り替わる。
- ・救助要請が殺到するが、道路被害や渋滞等で消防車、救急車の移動が遅延する。
- ・負傷者が病院に運び込まれ、避難所には避難者が殺到する。

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

大規模災害が発生した場合は、市役所に災害対策本部を設置し、全職員を動員して災害対策を実施することになるが、停電、断水、通信機能の低下、道路・橋梁の被害、通行規制など、業務継続に影響するリスクが生じる。特に、休日・夜間に発災した場合には、初動体制の構築が遅れることも想定される。

このようなリスクの中で、市は地域防災計画に定められた応急対策を実施するとともに、必要な通常の住民サービスも並行して実施することが求められるが、全ての業務を同時に実施することが困難である。

そこで、役所の資源（人、物、情報及びライフライン等）のリスクを踏まえて、優先して実施する業務（非常時優先業務）を選定する。

地震編「1 非常時優先業務の考え方」を準用する。

2 非常時優先業務の定義

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務のことで、「災害対策業務」と「一般通常業務」に区分する。地震編「1 非常時優先業務の考え方」を準用する。

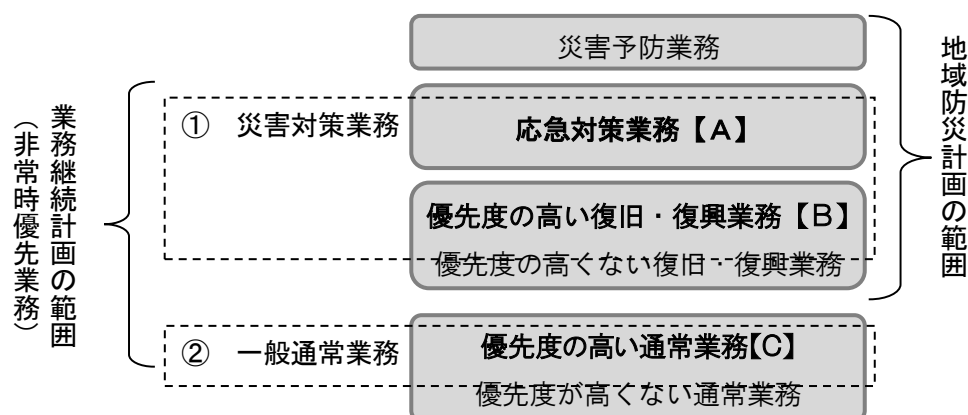
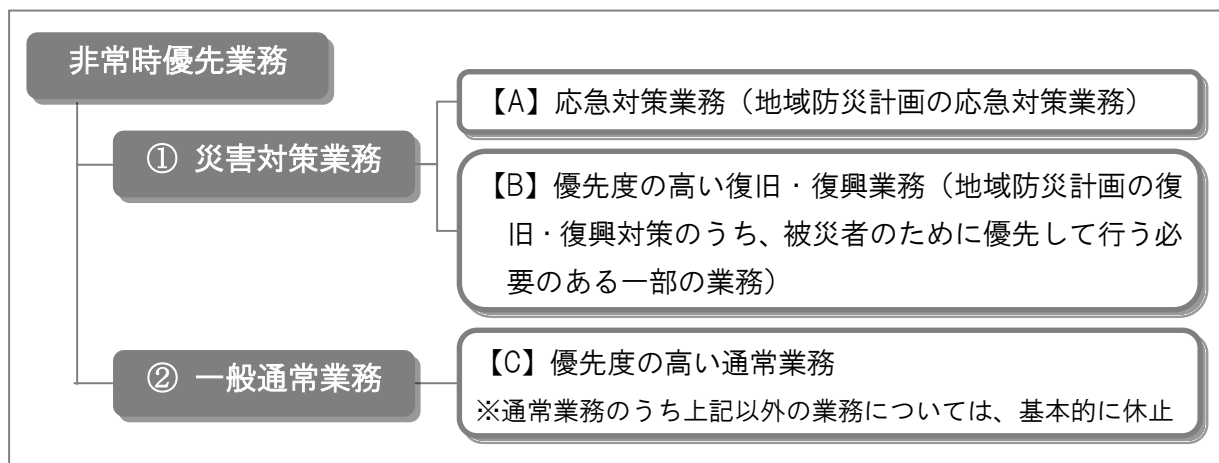


図 風-3-1 非常時優先業務と業務継続計画及び地域防災計画の範囲

災害対策業務は、地域防災計画に定められている災害対策本部の班別の事務分掌とした。

一般通常業務は、年度当初の各課等の事務分掌を基本としたが、詳細に区分されているため、同種の事務を1つにまとめた。

非常時優先業務の検討の対象は、災害対策業務が143件、一般通常業務が871件である。

3 非常時優先業務の実施方針

（１）非常時優先業務の選定

大規模災害が発災した場合、様々なリスクを伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、住民生活への影響等を念頭に発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（以下「業務開始目標時間」という。）を考慮し、非常時優先業務を選定した。

非常時優先業務のうち、災害対策業務は地域防災計画の災害対策本部事務分掌に記載されている各班の業務を対象とし、一般通常業務は平常時に各課等が行っている一般業務を対象とした。

（２）非常時優先業務の選定評価方針

非常時優先業務は、大規模災害発生時の住民ニーズや、業務停止に伴う生活への影響を考慮して、＜共通編＞第1章5の方針に基づいて実施するものとして選定評価する。

（３）非常時優先業務の対象期間

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とされている。

本市においては、非常時優先業務の選定対象期間を「発災後1ヶ月以内」とする。

なお、風水害編では、地震編と異なり発災前（3日前以降～発災直前）も含めて取りまとめる。

（４）業務開始目標時間

業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

本計画では、業務開始目標時間について表 風-3-1の通り区分し、「発災後1ヶ月～」は非常時優先業務の対象外とする。

表 風-3-2 業務の優先度ランクと内容

区分		業務の開始時期	内容
非常時優先業務	発災前	3 日前～1 日前 (-72 h～)	<u>発災前 3 日以内に着手</u> しないと、住民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務
		1 日前～発災直前 (-24 h～)	<u>発災前 1 日以内に着手</u> しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
	発災後	発災直後～半日以内 (～12 h)	<u>発災後半日以内に着手</u> しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
		発災後半日～1 日以内 (～24 h)	<u>発災後 1 日以内に着手</u> しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
		発災後 1 日～3 日以内 (～72 h)	<u>発災後 3 日以内に着手</u> しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
		発災後 3 日～1 週間以内 (～1 w)	<u>発災後 1 週間以内に着手</u> しないと、住民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務
		発災後 1 週間～1 ヶ月以内 (～1 m)	<u>発災後 1 週間は業務に着手せず</u> 、応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、1 週間の業務中断が住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務
対象外		発災後 1 ヶ月～ (1 m～)	<u>発災後～1 ヶ月は業務に着手せずとも</u> 、業務の中断が住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務

() は略語である。

4 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定結果は、次のとおりである。

(1) 全体の選定結果

① 災害対策業務

災害対策業務 143 件のうち、非常時優先業務に選定された業務は 143 件であった。

そのうち、発災前 3 日以内に開始すべき業務が 5 件（3％）、発災前 1 日以内に開始すべき業務が 32 件（22％）、発災後半日以内に開始すべき業務が 92 件（64％）、発災後 1 日以内に開始すべき業務が 111 件（77％）、さらに発災後 3 日以内に開始すべき業務は 122 件（85％）であった。

② 一般通常業務

一般通常業務 871 件のうち、非常時優先業務に選定された業務は 262 件であった。

そのうち、発災前 3 日以内に開始すべき業務が 133 件（15％）、発災前 1 日以内に開始すべき業務が 134 件（15％）、発災後半日以内に開始すべき業務が 154 件（17％）、発災後 1 日以内に開始すべき業務が 159 件（18％）、さらに発災後 3 日以内に開始すべき業務は 176 件（20％）であった。

(2) 課別の選定結果

① 災害対策業務

各課等の災害対策業務の非常時優先業務は、次のとおりである。なお、災害対策業務は、災害対策本部事務分掌に基づくため、災害対策本部の班ごとに示す。また、被害対策班の業務については、被害対策班に職員を配置する班の非常時優先業務として計上した。

表 風-3-3 各班の非常時優先業務（災害対策業務）の件数

部	班	班を構成する 課等	非常時優先業務（災害対策業務）								対象 外
			発災前		発災後					合計	
			-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
市長 公室	秘書班	秘書課	0	0	1	1	1	2	1	2	0
	経営改革班	経営改革課	1	1	3	5	5	5	5	5	0
	シティプロモーション班	シティプロモーション課	0	2	4	4	4	2	0	4	0
総務部	本部班	総務課 危機管理課	0	5	9	10	10	10	9	10	0
	職員班	職員課 契約検査課	0	0	2	3	4	3	3	4	0
企画部	企画班	企画課 オーガニック シティ推進課 地域政策室	0	0	1	1	1	0	0	1	0
財務部	財政班	財政課	0	0	1	1	2	1	2	3	0
	市民税班	市民税課	0	0	1	1	1	1	2	3	0
	資産税班	資産税課	0	0	1	1	1	1	2	3	0

部	班	班を構成する課等	非常時優先業務（災害対策業務）							合計	対象外
			発災前		発災後						
			-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
	収税対策班	収税対策室	0	0	1	1	1	1	2	3	0
	会計班	会計室	0	0	0	1	2	2	2	2	0
資 産 管 理 部	財産活用班	財産活用課	0	0	2	4	4	4	0	4	0
	営繕班	営繕課 庁舎準備室	0	0	2	3	4	6	0	6	0
市民部	市民班	市民課	0	0	4	4	2	2	0	4	0
	保険年金班	保険年金課	0	1	2	2	2	2	2	2	0
	市民活動支援班	市民活動支援課 地域共生推進課	0	2	3	3	3	3	1	4	0
健康こ ども部	子育て支援班	子育て支援課 こども発達支援課	0	1	3	3	4	3	0	4	0
	こども保育班	こども保育課	0	1	3	4	4	3	0	4	0
	健康推進班	健康推進課	0	0	4	4	4	4	3	4	0
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	0	0	1	2	2	1	0	2	0
福祉部	福祉支援班	福祉相談課 生活支援課	0	0	3	5	5	4	1	6	0
	障がい福祉班	障がい福祉課	0	1	2	2	4	3	0	4	0
	高齢者福祉班	高齢者福祉課 介護保険課	0	1	2	2	3	2	0	3	0
環境部	環境衛生班	環境政策課 生活衛生課	0	0	1	1	2	4	0	5	0
	廃棄物対策班	資源循環推進課	0	0	4	4	4	4	4	4	0
経済部	農林水産班	農林水産課	0	0	2	2	1	1	1	2	0
	産業振興班	産業振興課 観光振興課	0	1	1	3	3	3	3	3	0
	市場班	地方卸売市場	0	0	1	2	2	2	2	2	0
都市 整備部	都市政策班	都市政策課	0	0	1	2	1	1	1	2	0
	市街地整備班	市街地整備課	0	0	2	2	2	4	4	4	0
	建築指導班	建築指導課	0	0	2	2	1	1	1	2	0
	住宅班	住宅課	0	0	0	0	1	1	1	2	0
	下水道推進班	下水道推進室	0	0	0	1	1	1	0	1	0
	管理用地班	管理用地課	0	1	2	2	2	2	0	2	0
	土木班	土木課	0	1	3	4	3	2	0	4	0
消防部	消防部	消防部	2	7	7	7	7	7	0	7	0
教育部	教育総務班	教育総務課	0	1	3	3	3	3	0	4	0
	学校教育班	学校教育課 学校給食課 学校給食センター まなび支援センター	1	1	2	3	3	3	0	5	0

部	班	班を構成する課等	非常時優先業務（災害対策業務）							合計	対象外
			発災前		発災後						
			-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
	生涯学習班	生涯学習課 文化課 図書館 郷土博物館	1	1	1	1	2	1	0	2	0
	公民館班	公民館	0	2	1	1	1	1	1	2	0
特命部	特命班	市議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局	0	2	3	3	3	3	3	3	0
合計			5	32	91	110	115	109	56	143	0

② 一般通常業務

各課等の一般通常業務の非常時優先業務は、次のとおりである。

表 風-3-4 各班の非常時優先業務（災害対策業務）の件数

部	班	班を構成する課等	非常時優先業務（災害対策業務）							合計	対象外
			発災前		発災後						
			-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
市長公室	秘書班	秘書課	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	経営改革班	経営改革課	0	0	0	0	0	3	8	8	3
	シティプロモーション班	シティプロモーション課	0	0	0	0	0	0	0	0	11
総務部	本部班	総務課 危機管理課	0	0	5	3	3	4	4	6	32
	職員班	職員課 契約検査課	0	0	0	0	0	2	2	2	21
企画部	企画班	企画課 オーガニック シティ推進課 地域政策室	0	0	1	1	1	0	0	1	41
財務部	財政班	財政課	0	0	0	0	0	0	1	1	14
	市民税班	市民税課	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	資産税班	資産税課	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	収税対策班	収税対策室	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	会計班	会計室	0	0	0	0	0	0	0	0	13
資産管理部	財産活用班	財産活用課	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	営繕班	営繕課 庁舎準備室	0	0	0	0	0	0	0	0	8
市民部	市民班	市民課	0	0	0	0	7	12	21	21	2
	保険年金班	保険年金課	0	0	0	0	4	4	6	6	10
	市民活動支援班	市民活動支援課 地域共生推進課	0	0	5	5	5	5	6	6	30
健康こども部	子育て支援班	子育て支援課 こども発達支援課	0	0	2	2	2	2	11	11	6

部	班	班を構成する課等	非常時優先業務（災害対策業務）							合計	対象外
			発災前		発災後						
			-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
	こども保育班	こども保育課	9	9	1	1	1	3	5	9	0
	健康推進班	健康推進課	0	0	1	2	3	3	9	9	7
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	0	0	0	0	0	0	0	0	8
福祉部	福祉支援班	福祉相談課 生活支援課	0	0	0	0	0	1	1	1	14
	障がい福祉班	障がい福祉課	0	0	0	0	0	8	9	9	10
	高齢者福祉班	高齢者福祉課 介護保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	26
環境部	環境衛生班	環境政策課 生活衛生課	0	0	1	1	1	5	5	5	22
	廃棄物対策班	資源循環推進課	0	0	0	0	0	0	0	0	17
経済部	農林水産班	農林水産課	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	産業振興班	産業振興課 観光振興課	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	市場班	地方卸売市場	0	0	0	0	0	1	1	1	6
都市整備部	都市政策班	都市政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	市街地整備班	市街地整備課	19	19	5	5	5	5	6	19	0
	建築指導班	建築指導課	0	0	0	0	0	0	4	4	16
	住宅班	住宅課	0	0	0	1	1	1	2	2	8
	下水道推進班	下水道推進室	0	0	2	2	6	7	7	7	27
	管理用地班	管理用地課	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	土木班	土木課	0	0	0	0	0	0	4	4	11
消防部	消防部	消防部	105	34	34	34	34	34	105	105	0
教育部	教育総務班	教育総務課	0	0	0	0	0	1	2	2	19
	学校教育班	学校教育課 学校給食課 学校給食センター まなび支援センター	0	0	2	2	2	6	7	7	28
	生涯学習班	生涯学習課 文化課 図書館 郷土博物館	0	1	2	2	2	3	3	4	42
	公民館班	公民館	0	0	0	0	0	2	2	2	1
特命部	特命班	市議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局	0	0	0	3	4	5	10	10	59
合計			133	63	61	64	81	117	241	262	609

5 各課の非常時優先業務と必要職員数

具体の非常時優先業務と、非常時優先業務を実施するために必要な職員数について、実施時期別に集計し、参集職員数との差（不足数）を計測した結果は、次のとおりである。

この不足人数を一つの目安として、各課等での人員配置や各課等間での人員協力等の体制、他自治体の職員や民間等の外部支援者の応援を受ける協力関係を築き、効果的に非常時優先業務を行う体制が必要となる。

表 風-3-5 非常時優先業務と必要職員数

		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数		必要人数		参集人数	
		発災前				発災後				発災後				発災後				発災後			
		-3日以内		-1日以内		12時間以内		1日以内		3日以内		1週間以内		1ヶ月以内							
木更津市	応急対策	7.8		245.9		498.2		590.7		691.2		674.9		488.4							
	通常業務	230.0	237.8	805	133.8	379.7	805	128.8	719.5	805	141.9	833.1	805	200.2	875.1	805.0	411.0	899.4	805		
市長公室	応急対策	0.3		6.3		9.9		10.9		11.9		11.9		3.9				7.9			
	通常業務	0.0	0.3	21	5.9	0.0	9.9	0.0	10.9	21	0.0	0.0	11.9	4.0	12.8	21.0	4.0				
総務部	応急対策	0.0	0.0	30	7.5	21.0	22.3	26.0	26.8	30	28.0	28.8	30	24.7	27.3	30.0	21.5	25.5	30		
	通常業務	0.0		0.0	1.3	1.3		0.8		0.8			2.6	4.0							
企画部	応急対策	0.0	0.0	16	0.0	5.0	5.5	5.0	5.5	16	5.0	5.5	16	0.0	0.0	16.0	0.0	0.0	16		
	通常業務	0.0		0.0	0.5	0.5		0.5		0.5			0.5	0.0			0.0				
財務部	応急対策	0.0	0.0	45	0.0	12.0	12.0	15.0	15.0	45	17.0	17.0	45	34.0	34.0	45.0	44.5	45.0	45		
	通常業務	0.0		0.0	0.0	0.0		0.0		0.0			0.0	0.5			0.5				
資産管理部	応急対策	0.0	0.0	23	0.0	11.0	11.0	13.0	13.0	23	14.0	14.0	23	18.0	18.0	23.0	0.0	0.0	23		
	通常業務	0.0		0.0	0.0	0.0		0.0		0.0			0.0	0.0			0.0				
市民部	応急対策	0.0	0.0	44	5.0	31.0	36.0	31.0	36.0	44	27.0	44.0	44	24.0	44.0	44.0	12.0	48.0	44		
	通常業務	0.0		0.0	5.0	5.0		5.0		5.0			17.0	20.0			36.0				
健康こども部	応急対策	0.0	44.0	101.0	4.0	51.0	86.0	66.0	91.0	101	67.0	94.0	101	83.0	112.0	101.0	44.0	114.5	101		
	通常業務	44.0		40.0	35.0	35.0		25.0		25.0			27.0	29.0			70.5				
福祉部	応急対策	0.0	0.0	56	29.0	50.0	50.0	56.0	56.0	56	56.0	56.0	56	37.0	56.0	56.0	6.0	37.0	56		
	通常業務	0.0		0.0	0.0	0.0		0.0		0.0			0.0	19.0			31.0				
環境部	応急対策	0.0	0.0	50	0.0	60.0	64.0	60.0	66.0	50	64.0	66.0	50	60.0	68.0	50.0	56.0	68.0	50		
	通常業務	0.0		0.0	4.0	4.0		6.0		6.0			8.0	8.0			12.0				
経済部	応急対策	0.0	0.0	33	4.0	21.0	21.0	33.0	33.0	33	38.0	38.0	33	37.5	38.0	33.0	35.5	36.0	33		
	通常業務	0.0		0.0	0.0	0.0		0.0		0.0			0.5	0.5			0.5				
都市整備部	応急対策	0.0	15.0	102	7.0	51.2	54.2	91.2	97.2	102	166.2	174.2	102	186.2	195.7	102.0	228.0	261.7	102		
	通常業務	15.0		15.0	3.0	3.0		6.0		6.0			8.0	9.5			33.7				
消防部	応急対策	4.0	175.0	182	109.1	180.0	182	109.1	180.0	182	109.1	180.0	182	109.1	180.0	182.0	0.0	175.0	182		
	通常業務	171.0		70.9	70.9	70.9		70.9		70.9			70.9	70.9			175.0				
教育部	応急対策	3.5	3.5	87	68.0	70.0	84.0	80.5	93.5	87	81.0	95.0	87	60.5	97.6	87.0	30.0	69.6	87		
	通常業務	0.0		2.0	14.0	14.0		13.0		13.0			14.0	37.1			39.6				
特命部	応急対策	0.0	0.0	15	6.0	7.0	7.0	7.0	8.6	15	7.0	8.7	15	7.0	9.7	15.0	7.0	11.2	15		
	通常業務	0.0		0.0	0.0	0.0		1.6		1.6			1.7	2.7			4.2				

(注) カラーのセルは、必要人数より参集人数が少ないものを示す。

表 風-3-6 非常時優先業務と必要職員数（詳細）

		発災前		発災後					
		-3日以内	-1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
秘書班 (秘書課)	参集職員数→	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	下配の合計人数との差→	4.0	4.0	2.0	2.0	2.0	0.0	2.0	
応急対策	秘書班	本部長及び副本部長の秘書に關すること。		2.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	災害見舞及び視察者に關すること。					2.0	2.0	
経営改革班 (経営改革課)	参集職員数→	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	
	下配の合計人数との差→	8.7	8.7	8.1	7.1	6.1	6.2	3.1	
応急対策	経営改革班	部内他班の協力及び調整に關すること。		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
"	"	部内の連絡調整に關すること。		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
"	"	部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告(連絡員の派遣等)に關すること。		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
"	被害調査班	被害調査班			0.5	1.0	0.5	0.5	
"	"	担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部への通報に關すること。			0.5	1.0	0.5	0.5	
通常業務	経営改革課	地方分権の総合調整に關すること。						0.5	
"	"	職員の定数に關すること。						0.5	
"	"	行政組織及び事務の管理に關すること。						0.5	
"	"	デジタル化の推進に係る総合調整に關すること。						0.5	
"	"	電子計算組織の管理運営に關すること。					0.3	0.5	
"	"	情報ネットワークの管理運営に關すること。					0.3	0.5	
"	"	情報セキュリティ対策に關すること。					0.3	0.5	
"	"	室の経営管理及び庶務に關すること。						0.5	
シティブロモーション班 (シティブロモーション課)	参集職員数→	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
	下配の合計人数との差→	7.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0	7.0	
応急対策	シティブロモーション班	災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に關すること。		2.0	2.0	3.0	3.0		
"	"	避難勧告等の伝達に關すること。			3.0	2.0	1.0		
"	"	帰宅困難者への情報提供に關すること。			3.0	2.0	1.0		
"	"	報道機関との連絡に關すること。			1.0	1.0	2.0	3.0	

			発災前		発災後					
			-3日以内	-1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
本部班			19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	
(総務課・危機管理課)			下配の合計人数との差→		19.0	1.2	1.2	1.7	2.0	
応急対策	本部班	災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難勧告等の判断に関する事。		2.5	2.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
"	"	被害状況、応急対策実施状況の総括に関する事。		2.0	4.0	4.0	4.0	3.0	2.0	
"	"	災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関する事。			1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。			1.0	0.5	0.5	0.2		
"	"	職員の動員及び配置調整に関する事(消防部を除く。)			1.5	1.5	1.5	1.0	1.0	
"	"	各部との連絡調整に関する事。		1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
"	"	本部会議に関する事。		1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
"	"	県本部等への報告及び連絡に関する事。		1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	自衛隊の災害派遣に関する事。			1.0	1.5	1.5	2.0	2.0	
"	"	防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関する事。				1.0	1.0	1.0	1.0	
通常業務	総務課	市議会に関する事。			0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	
"	"	公印に関する事。			0.3					
"	"	文書の收受、発送及び保存に関する事。						0.3	0.5	
"	"	共用印刷機の維持管理に関する事。			0.2					
"	危機管理課	防災行政用無線局の設置及び運用管理に関する事。			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
"	"	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の協定に関する事。			0.2	0.2	0.2	0.2	0.9	
職員班			11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
(職員課・契約検査課)			下配の合計人数との差→		11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
応急対策	職員班	職員の安否、勤務状況等の把握確認に関する事。			5.0	2.0	0.0	1.0	2.5	
"	"	職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関する事。			4.0	4.0	3.0	3.0	2.0	
"	"	応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関する事。					3.0	3.0	3.0	
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0	2.0			
通常業務	職員課	労働安全衛生に関する事。						0.5	0.5	
"	"	職員の給与に関する事。						0.5	1.0	
企画課・オーガニゼーション推進課・地域政策課			16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
財政班			下配の合計人数との差→		16.0	10.5	10.5	10.5	16.0	
応急対策	被害調査班	被害調査班			5.0	5.0	5.0			
通常業務	地域政策室	公共交通機関に関する事。			0.5	0.5	0.5			
財政班			3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
(財政課)			下配の合計人数との差→		3.0	1.0	1.0	0.0	0.0	
応急対策	財政班	災害関係予算その他財政に関する事。					1.0	2.0	2.0	
"	"	ふるさと納税に関する事。							0.5	
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0	2.0			
通常業務	財政課	部の経営管理及び庶務に関する事。							0.5	
市民税班			20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
(市民税課)			下配の合計人数との差→		20.0	18.0	18.0	18.0	8.0	
応急対策	市民税班	市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関する事。							2.0	
"	"	り災証明書の発行に関する事。						12.0	18.0	
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0	2.0		0.0	
資産税班			10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
(資産税課)			下配の合計人数との差→		10.0	8.0	8.0	8.0	0.0	
応急対策	資産税班	資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関する事。							2.0	
"	"	り災証明に係る住家の被害調査に関する事。						10.0	8.0	
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0	2.0			
収税対策班			7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
(収税対策室)			下配の合計人数との差→		7.0	1.0	1.0	2.0	0.0	
応急対策	収税対策班	税の徴収猶予及び相談に関する事。						0.0	3.0	
"	"	り災証明に係る住家の被害調査に関する事。						5.0	4.0	
"	被害調査班	被害調査班			6.0	6.0	6.0			
会計班			5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
(会計室)			下配の合計人数との差→		5.0	2.0	1.0	0.0	0.0	
応急対策	会計班	経費物品の出納に関する事。				3.0	3.0	4.0	4.0	
"	"	義援金の受付及び保管に関する事。					1.0	1.0	1.0	
財産活用班			7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
(財産活用課)			下配の合計人数との差→		7.0	0.0	0.0	0.0	7.0	
応急対策	財産活用班	市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧(電話、電気、トイレ等のライフライン)並びに市庁舎の警備に関する事。			3.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関する事。			3.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	燃料の確保に関する事。				2.0	2.0	2.0		
"	"	市有財産の被害状況の把握に関する事。				1.0	1.0	1.0		
営繕班			16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	
(営繕課・庁舎準備室)			下配の合計人数との差→		16.0	11.0	10.0	9.0	5.0	
応急対策	営繕班	災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関する事。			2.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	建築業者との連絡調整に関する事。					1.0	1.0		
"	"	被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関する事。						3.0		
"	"	応急仮設住宅の建設に関する事。						2.0		
"	"	教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関する事。			3.0	3.0	3.0	2.0		
"	"	市有財産の被害状況の把握に関する事。				1.0	1.0	1.0		

<風水害編>

			発災前		発災後					
			-3日以内	-1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
市民班			15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
(市民課、金田出張所)			15.0	15.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	
			下記の合計人数との差→							
応急対策	市民班	応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関する こと。			8.0	8.0	8.0	5.0		
"	"	救援物資の募集、受け付けに関する こと。			2.0	2.0	2.0	2.0		
"	金田出張所班	本庁との連絡調整や諸連絡及び金田出張所の被害状 況把握と災害記録の総括に関する こと。			2.0	2.0				
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0				
通常業務	市民課	戸籍及び住民登録に関する こと。					2.0	2.5	5.0	
"	"	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する こと。					0.2	0.2	0.2	
"	"	埋火葬許可に関する こと。					0.5	1.0	1.3	
"	"	印鑑登録に関する こと。					0.4	0.5	0.5	
"	"	住居表示に関する こと。							0.2	
"	"	国民健康保険及び国民年金の被保険者資格に係る届 出の受付に関する こと。							0.5	
"	"	自動車臨時運行の許可に関する こと。						0.3	0.3	
"	"	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の 認証業務における電子証明書の発行等に関する こと。						0.5	0.5	
"	"	出張所及び連絡所に関する こと。						0.1	0.1	
"	"	中長期在留者住居地届出等に関する こと。						0.2	0.2	
"	"	船員法（昭和22年法律第100号）に基づく船舶及び 船舶に関する こと。							0.2	
"	"	住民実態調査に関する こと。							0.1	
"	"	人口動態調査に関する こと。							0.1	
"	"	相続税法（昭和25年法律第73号）の報告に関する こと。							0.2	
"	"	既決犯罪人名簿に関する こと。							0.2	
"	"	個人番号カードに関する こと。					0.5	0.5	1.0	
"	"	旅券発行関連事務に関する こと。							1.0	
"	"	住民票、戸籍謄本及び納税証明書等各種証明書の交 付事務に関する こと。					1.0	1.0	2.0	
"	"	死亡に関する手続き業務の運営に関する こと。					0.4	1.0	1.0	
"	"	部の経営管理及び庶務に関する こと。						0.2	0.2	
"	"	結婚新生活支援事業							0.2	
保険年金班			19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	
(保険年金課)			19.0	17.0	7.0	7.0	0.0	0.0	-6.0	
			下記の合計人数との差→							
応急対策	保険年金班	生活物資の避難所への搬送に関する こと。		2.0	8.0	8.0	8.0	8.0	6.0	
"	"	救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避 難所への搬送に関する こと。			4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
通常業務	保険年金課	国民健康保険の総括運営に関する こと。					2.0	2.0	2.0	
"	"	国民健康保険の給付に関する こと。					2.0	2.0	3.5	
"	"	被保険者の資格及び被保険者証の更新に関する こと。					2.0	2.0	4.5	
"	"	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関 する こと。					1.0	1.0	2.5	
"	"	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関 する こと。							1.5	
"	"	後期高齢者医療制度に関する こと。							1.0	
市民活動支援班			10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
(市民活動支援課、地域民生推進課)			10.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	
			下記の合計人数との差→							
応急対策	市民活動支援班	交通状況の確認調査、交通関係についての警察との 連絡・調整、住民への周知に関する こと。		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	外国人対策に関する こと。		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
"	"	被災者相談窓口開設及び運営に関する こと。						2.0	2.0	
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0	2.0			
通常業務	市民活動支援課	市民活動支援センターの管理運営に関する こと。			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
"	"	金田地域交流センターの管理運営に関する こと。			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
"	"	市政協力員に関する こと。			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
"	"	集会用共同施設の整備助成に関する こと。							1.0	
"	"	自転車駐車場施設の管理運営に関する こと。			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
"	"	交通公園施設の管理運営に関する こと。			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
子育て支援班			20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
(子育て支援課、こども発達支援課)			20.0	18.0	9.0	9.0	6.0	9.0	2.5	
			下記の合計人数との差→							
応急対策	子育て支援班	児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援セ ンター、母子生活支援施設等の被害調査に関する こと。			4.0	4.0	4.0	4.0		
"	"	要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関する こと。		2.0	2.0	2.0	2.0	1.0		
"	"	福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。					3.0	3.0		
"	被害調査班	被害調査班			2.0	2.0	2.0			
通常業務	子育て支援課	児童手当に関する こと。							1.0	
"	"	児童扶養手当に関する こと。							1.0	
"	"	子ども医療費の助成に関する こと。							1.0	
"	"	ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する こと。							1.0	
"	"	未熟児養育医療費に関する こと。							1.0	
"	"	遺児福祉基金の管理運用及び遺児手当に関する こと。							0.5	
"	"	子ども家庭総合支援拠点に関する こと。			2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	助産施設及び母子生活支援施設への入所に関する こと。							1.0	
"	"	DV（ドメスティック・バイオレンス）による被害 者からの相談及び支援に関する こと。			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
"	こども発達支援課	こどもの発達支援に関する こと。							4.5	
"	"	ことばの相談及び指導に関する こと。							3.5	
こども保育班			44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	
(こども保育課)			0.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.0	
			下記の合計人数との差→							
応急対策	こども保育班	応急保育に関する こと。					11.0	11.0	11.0	
"	"	福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する こと。		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚 生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラ ブの被害調査に関する こと。			7.0	7.0	7.0	6.0		
"	被害調査班	被害調査班			1.0	1.0	1.0			
通常業務	こども保育課	放課後児童健全育成事業に関する こと。	1.0	1.0						
"	"	児童福祉施設の管理及び保育園の整備に関する こと。	1.0	1.0				1.0	3.0	
"	"	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並び に特定子ども・子育て支援施設等に関する こと。	1.0	1.0						
"	"	教育・保育の必要性の認定等に関する こと。	2.0	1.0				1.0	3.0	
"	"	市立保育園の管理運営等に関する こと。	1.0	1.0					1.0	
"	"	保育の実施等に関する こと。	33.0	31.0	31.0	20.0	20.0	20.0	33.0	
"	"	私立保育園の運営指導等に関する こと。	2.0	2.0					3.0	
"	"	保育関係団体の指導育成に関する こと。	1.0	1.0						
"	"	地域子育て支援センターに関する こと。	2.0	1.0						

			発災前		発災後						
			-3日以内	-1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
健康推進班 (健康推進課)			参集職員数→		32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	
			下記の合計人数との差→		32.0	32.0	-1.0	-2.0	-2.0	-23.0	-22.0
応急対策	健康推進班	要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。					2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。					20.0	20.0	16.0	4.0	4.0
"	"	被災者の健康管理、防疫に関すること。					3.0	3.0	5.0	36.0	36.0
"	"	医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。					7.0	7.0	7.0	9.0	4.0
通常業務	健康推進課	予防接種に関すること。									1.0
"	"	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業に関すること。									1.0
"	"	母子保健に関すること。									1.0
"	"	保健活動に関すること。									1.0
"	"	救急医療に関すること。									1.0
"	"	君津中央病院企業団との連絡調整に関すること。							2.0	2.0	2.0
"	"	医療関係団体との連絡調整に関すること。									1.0
"	"	感染症予防（他の部に属するものを除く。）に関すること。					1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
"	"	子育て世代包括支援センターに関すること。						1.0	1.0	1.0	1.0
スポーツ振興班 (スポーツ振興課)			参集職員数→		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
			下記の合計人数との差→		5.0	5.0	4.0	0.0	0.0	0.0	5.0
応急対策	スポーツ振興班	市民体育館に避難所、物資集積場が設置された場合の運用支援に関すること。						4.0	4.0	5.0	
"	被害調査班	被害調査班					1.0	1.0	1.0		
福祉支援班 (福祉相談課・生活支援課)			参集職員数→		19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
			下記の合計人数との差→		19.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	社会福祉班	災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。									6.0
"	"	遺体の処理に関すること。					9.0		10.0	5.0	
"	"	日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。						3.0	3.0	2.0	
"	"	福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。					9.0	3.0	3.0	1.0	
"	"	部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）						2.0	2.0	1.0	
"	被害調査班	被害調査班					1.0	1.0	1.0		
通常業務	生活支援課	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護に関すること。								10.0	13.0
障がい福祉班 (障がい福祉課)			参集職員数→		18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
			下記の合計人数との差→		18.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
応急対策	障がい福祉班	障がい者の避難支援及び厚生支援に関すること。				18.0	17.0	17.0	9.0	4.0	
"	"	福祉避難所の運営等に関すること。							7.0	4.0	
"	"	児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。							1.0	1.0	
"	被害調査班	被害調査班					1.0	1.0	1.0		
通常業務	障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく支援に関すること。								1.0	3.0
"	"	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく支援に関すること。								1.0	2.0
"	"	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく支援に関すること。								1.0	2.0
"	"	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく支援に関すること（健康こども部子育て支援課の所管に属するものを除く。）。								1.0	2.0
"	"	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく支援に関すること。								1.0	2.0
"	"	福祉カー貸付事業に関すること。									1.0
"	"	重度心身障害者紙おむつ給付事業に関すること。								1.0	2.0
"	"	障害福祉関係団体との連携に関すること。								1.0	1.0
"	"	基幹相談支援センターに関すること。								2.0	3.0
高齢者福祉班 (高齢者福祉課・介護保険課)			参集職員数→		19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
			下記の合計人数との差→		19.0	8.0	6.0	0.0	0.0	0.0	19.0
応急対策	高齢者福祉班	要介護高齢者の避難支援及び厚生支援並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。				11.0	11.0	17.0	13.0	14.0	
"	"	福祉避難所の運営等に関すること。							4.0	5.0	
"	被害調査班	被害調査班					2.0	2.0	2.0		
環境衛生班 (環境対策課・生活衛生課)			参集職員数→		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
			下記の合計人数との差→		12.0	12.0	4.0	2.0	2.0	0.0	0.0
応急対策	環境管理班	環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。							4.0	1.0	
"	"	防疫（消毒等）に関すること。								1.0	
"	"	動物対策に関すること。								1.0	
"	"	大気汚染、異常水質、臭気等の調査把握及び対策に関すること。								1.0	
"	被害調査班	被害調査班					4.0	4.0	4.0		
通常業務	環境政策課	公害発生源の指導、監視及び規制に関すること。								2.0	2.0
"	"	環境測定に関すること。								2.0	2.0
"	"	公害の苦情及び紛争等の処理に関すること。					4.0	6.0	2.0	2.0	4.0
"	"	火葬場の管理運営に関すること。								1.0	2.0
"	生活衛生課	霊園の経営及び維持管理に関すること。								1.0	2.0
廃棄物対策班 (資源循環推進課)			参集職員数→		38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0	38.0
			下記の合計人数との差→		38.0	38.0	-18.0	-18.0	-18.0	-18.0	-18.0
応急対策	廃棄物対策班	ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。					20.0	19.0	19.0	19.0	19.0
"	"	被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。					21.0	22.0	22.0	22.0	22.0
"	"	仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。					13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
"	被害調査班	被害調査班					2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
農林水産班 (農林水産課)			参集職員数→		16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
			下記の合計人数との差→		16.0	16.0	2.0	-3.0	-3.0	-3.0	-1.0
応急対策	農林水産班（農林水産課）	災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に関すること。					7.0	10.0			
"	"	農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に関すること。					7.0	9.0	19.0	19.0	17.0

＜風水害編＞

			発災前		発災後					
			-3日以内	-1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
産業振興班 (産業振興課、観光振興課)	参集職員数→		14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	
	下記の合計人数との差→		14.0	10.0	10.0	3.0	0.0	0.0	0.0	
応急対策	産業振興班	商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録にすること。(部門被害)				5.0	5.0	5.0	5.0	
"	"	観光施設の被害状況の調査及び対策にすること。		4.0	4.0	4.0	7.0	7.0	7.0	
"	"	港湾にすること。				2.0	2.0	2.0	2.0	
市場班 (地方卸売市場)	参集職員数→		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	下記の合計人数との差→		3.0	3.0	0.0	0.0	-2.0	-2.0	-2.0	
応急対策	市場班	市場施設の被害状況の調査及び応急復旧にすること。			3.0	2.0	2.0	1.5	1.5	
"	"	地方卸売市場に物資集積所が設置された場合の運用支援にすること。				1.0	3.0	3.0	3.0	
通常業務	地方卸売市場	市場施設の管理にすること。						0.5	0.5	
都市政策班 (都市政策課)	参集職員数→		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	
	下記の合計人数との差→		12.0	12.0	6.0	4.0	9.0	-1.0	-19.0	
応急対策	都市政策班	災害危険区域(宅地造成工事規制区域内)の警戒巡視にすること。			6.0	6.0				
"	"	被災宅地の危険度判定にすること。				2.0	3.0	13.0	31.0	
市街地整備班 (市街地整備課)	参集職員数→		17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	
	下記の合計人数との差→		2.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
応急対策	市街地整備班	金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査にすること。						0.7	0.6	
"	"	市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧にすること。			4.0	4.0	4.0	0.6	0.6	
"	"	現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査にすること。						0.7	0.6	
"	"	公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧にすること。			6.2	6.2	6.2	8.2	8.2	
通常業務	市街地整備課	市街地開発事業の企画、基礎調査及び計画推進にすること。	0.2	0.2						
"	"	組合及び個人施行の土地区画整理事業の指導にすること。	0.5	0.5						
"	"	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第7条の許可にすること。	0.2	0.2						
"	"	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)にすること。	0.5	0.4						
"	"	金田地区土地区画整理事業の推進にすること。	0.8	0.8						
"	"	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)にすること。	0.2	0.2						
"	"	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)にすること。	0.2	0.2					0.4	
"	"	駐車場法(昭和32年法律第106号)にすること。	0.2	0.2						
"	"	木更津駅前西口駐車場にすること。	0.6	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	
"	"	木更津市金田駐車場にすること。	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
"	"	木更津金田バスターミナルにすること。	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
"	"	木更津羽鳥野バスストップにすること。	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
"	"	公園緑地の計画、推進及び調整にすること。	1.5	1.3						
"	"	公園緑地事業の施行にすること。	1.3	1.1						
"	"	生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づく生産緑地地区にすること。	0.9	0.7						
"	"	公園緑地の維持管理にすること。	2.7	3.1						
"	"	公園緑地の占用使用にすること。	0.9	0.7						
"	"	児童遊園の維持管理にすること。	0.9	1.3						
"	"	江川総合運動場拡張整備にすること。	2.2	2.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	
建築指導班 (建築指導課)	参集職員数→		9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	
	下記の合計人数との差→		9.0	9.0	1.0	-12.0	-89.0	-100.0	-178.0	
応急対策	建築指導班	がけ地近接等危険住宅の警戒巡視にすること。			2.0	1.0				
"	"	被災建築物の応急危険度判定にすること。			6.0	20.0	98.0	109.0	184.0	
通常業務	建築指導課	建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等にすること。							0.5	
"	"	建築基準法に基づく許可及び認定にすること。							0.5	
"	"	建築行政の調査、企画及び調整にすること。							1.0	
"	"	建築行政の指導及び違反建築物の措置にすること。							1.0	
住宅班 (住宅課)	参集職員数→		8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	
	下記の合計人数との差→		8.0	8.0	8.0	5.0	3.0	2.0	1.0	
応急対策	住宅班	市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧にすること。					2.0	2.0		
"	"	応急仮設住宅の入居及び管理(賃貸住宅の借上げ含む)にすること。							3.0	
通常業務	住宅課	市営住宅の建築及び管理事務にすること。				3.0	3.0	4.0	3.0	
"	"	空家等対策にすること。							1.0	
下水道推進班 (下水道推進室)	参集職員数→		23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	
	下記の合計人数との差→		23.0	23.0	22.8	2.6	0.6	0.3	20.3	
応急対策	下水道推進班	公共下水道、都市下水路、地域汚水処理施設の被害調査、記録及び応急復旧にすること。				20.0	20.0	20.0		
通常業務	下水道推進室	公共下水道の維持補修にすること。					0.5	0.5	0.5	
"	"	都市下水路の維持補修にすること。					0.5	0.5	0.5	
"	"	下水処理場及びポンプ場の運転並びに維持管理にすること。					0.5	0.5	0.5	
"	"	地域汚水処理施設の維持管理にすること。					0.5	0.5	0.5	
"	"	下水道事業に係る現金、有価証券、担保物件の出納保管及び資金運用にすること。			0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	
"	"	下水道事業に係る収入、支出その他会計諸票の審査並びに証拠書類及び帳票等の整理保存にすること。						0.3	0.3	
"	"	下水道事業に係る公印にすること。			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
管理用地班 (管理用地課)	参集職員数→		11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
	下記の合計人数との差→		11.0	9.0	2.0	0.0	0.0	0.0	11.0	
応急対策	管理用地班	国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整にすること。		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0		
"	"	郡内の公共土木施設関係の被害記録にすること。(部門被害)			7.0	9.0	9.0	9.0		
土木班 (土木課)	参集職員数→		22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	22.0	
	下記の合計人数との差→		22.0	17.0	4.0	1.0	0.0	1.0	1.0	
応急対策	土木班	災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住宅)の警戒巡視にすること。				3.0	3.0			
"	"	水防活動にすること。		5.0	5.0	5.0				
"	"	道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去にすること。			11.0	11.0	17.0	19.0		
"	"	土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達にすること。			2.0	2.0	2.0	2.0		
通常業務	土木課	交通安全施設の施設及び補修工事にすること。							2.0	
"	"	道路、橋りょうの維持補修にすること。							6.0	
"	"	河川、水路の維持補修にすること。							4.0	
"	"	道路、河川災害復旧工事にすること。							9.0	

			発災前		発災後					
			～3日以内	～1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
			182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	182.0	
消防部			7.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	7.0
応急対策	消防部	下記の合計人数との差→								
		消防活動に関する事								
		防火水防活動に関する事	2.0	30.0	30.0	30.0	30.0	20.0		
		救急救助に関する事		30.0	30.0	30.0	30.0	10.0		
		災害危険区域の警戒監視に関する事		10.0	10.0	10.0	10.0	5.0		
		行方不明者の捜索に関する事		26.1	26.1	26.1	26.1	14.1		
		消防団による被害状況の調査取りまとめに関する事		3.0	3.0	3.0	3.0	10.0		
		危険物の被害記録に関する事。(部門被害)		2.0	2.0	2.0	2.0	10.0		
		消防応援の受け入れ及び調整に関する事	2.0	8.0	8.0	8.0	8.0	40.0		
通常業務	消防総務課	職員の任免、分限、賞罰及び服務並びにその他身分に関する事	0.3							0.3
		消防組織、消防制度及び消防力の整備等の基本的施策の企画調整並びに立案に関する事	0.3							0.3
		条例、規則及び訓令等の制定改廃に関する事	0.3							0.3
		文書の收受、発送及び保管に関する事	0.3							0.3
		儀式及び記念行事に関する事	0.3							0.3
		消防の公印に関する事	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
		消防の情報公開に関する事	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
		消防の経理に関する事	0.3							0.3
		消防の公有財産等に関する事	0.3							0.3
		常備消防施設の建設及び維持管理に関する事	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
		消防施設用地の賃貸借等に関する事	0.3							0.3
		消防に係る損害賠償事故等の処理に関する事	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
		物品の仕入及び職員の被服貸与に関する事	0.3							0.3
		職員の公務災害補償に関する事	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
		職員の研修等に関する事	0.3							0.3
		職員の福利厚生に関する事	0.3							0.3
		職員の労働安全管理及び衛生管理に関する事	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		消防職員委員会に関する事	0.3							0.3
		消防長会に関する事	0.3							0.3
		その他消防に関する事	0.3							0.3
	警防課	団員の任免、分限、賞罰及び服務並びにその他身分に関する事	0.1							0.2
		非常備消防施設の建設及び維持管理に関する事	0.1							0.2
		消防施設用地の使用貸借等に関する事	0.1							0.2
		団員の公務災害補償に関する事	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		団員の研修等に関する事	0.1							0.2
		消防協会に関する事	0.1							0.2
		警防計画に関する事	0.1							0.3
		消防相互応援協定に関する事	0.3							0.3
		消防、救急等の出動計画及び総括的運用に関する事	0.2							0.2
		火災警報等に関する事	0.2							0.2
		消防職員の非常招集に関する事	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		消防の演習、訓練等の調整及び指導並びに消防技術の研究に関する事	0.5							0.5
		宅地開発事業(土地区画整理事業を含む。)に係る消防上の指導に関する事	0.3							0.3
		特殊災害の現場に関する事	0.2							0.2
		消防水利の設置及び維持管理に関する事	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		車両の購入等及び維持管理に関する事	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		装備品及び資機材等の整備に関する事	0.3							0.3
		救急応急手当等の啓発及び普及に関する事	0.2							0.2
		消防統計、救急統計及び救助統計の総括に関する事	0.2							0.2
		救急搬送証明に関する事	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		安全運転管理及び共用車両の管理に関する事	0.2							0.2
		公用自動車の運転者(緊急自動車の運転者を含む。)の指定に関する事	0.2							0.2
		団員の報酬及び退職給付並びに被服貸与に関する事	0.2							0.2
		防災関係機関、救急医療機関等との連絡調整に関する事	0.2							0.2
		消防団の座務に関する事	0.2							0.2
	予防課	危険物の規制に関する事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		建築許可等の同意に関する事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		消防対象物及び防火対象物の立入検査に関する事	0.6							0.6
		火災原因調査及び損害調査に関する事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		消防用設備等に関する検査及び指導に関する事	0.6							0.6
		防火対象物の防火、防災管理の指導に関する事	0.6							0.6
		防火対象物の表示、公表に関する事	0.6							0.6
		防火対象物、危険物等の法令違反処理に関する事	0.6							0.6
		火を使用する設備等、指定洞道等及び少量危険物並びに指定可燃物の指導に関する事	0.6							0.6
		火災統計に関する事	0.6							0.6
		火災証明に関する事	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		防火意識の啓発及び普及に関する事	0.6							0.6
		幼年消防クラブ等の指導育成に関する事	0.6							0.6
		防災協会に関する事	0.6							0.6
		危険物安全協会に関する事	0.6							0.6
		石油コンビナート等特別防災区域の防災に関する事	0.6							0.6
	消防署	火災防衛その他の災害防除に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		救急支援活動に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		消防隊の運用及び管理に関する事	1.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		文書に関する事	1.0							1.0
		本書、分署及び出張所の連絡調整に関する事	1.0							1.0
		消防活動計画に関する事	1.0							3.0
		受検区域の警戒及び警備に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		災害情報の収集及び伝達に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		受検区域の消防水利等の調査及び保全に関する事	5.0							5.0
		署員の非常招集に関する事	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		署員の訓練等に関する事	4.0							5.0
		消防機器及び装備の維持管理に関する事	3.0							3.0
		消防機器の運用技術に関する事	3.0							3.0
		機関員等の運転技能及び機器の操作技能に関する事	5.0							5.0
		署の座務に関する事	3.0							3.0
		防火対象物の立入検査に関する事	5.0							5.0
		火災の調査及び通報に関する事	5.0							5.0
		火災予防の指導に関する事	5.0							5.0
		木更津市火災予防条例(昭和37年木更津市条例第24号)第45条の規定に関する事	3.0							3.0
		圧縮アセチレンガス等の届出に関する事	3.0							3.0
		署の通信機器の管理に関する事	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		火災、救急、救助その他の災害等の受報に関する事	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		火災、救急、救助その他の災害等への出動指令に関する事	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		通信指令管制に関する事	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		無線通信施設の運用及び維持管理に関する事	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		消防通信施設の運用及び維持管理に関する事	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		署内電話施設及び署内放送設備に関する事	3.0							3.0
		通信施設等による災害情報の収集及び伝達に関する事	5.0							5.0
		気象情報の収集及び伝達に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		気象統計に関する事	3.0							3.0
		千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会に関する事	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		その他、他の係に属さない事項に関する事	3.0							3.0
		救急及び救急救急に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		救急隊の運用及び管理に関する事	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		救急資器材の維持管理に関する事	3.0							3.0
		救急技術の指導及び訓練に関する事	3.0							3.0
		署の救急統計に関する事	3.0							3.0
		医療機関との連絡調整に関する事	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		救急医療情報に関する事	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		その他救急に関する事	3.0							3.0
		火災その他の事故の人命救助に関する事	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		救助資器材の維持管理に関する事	3.0							3.0
		救助技術の指導及び訓練に関する事	5.0							5.0
		その他救助に関する事	3.0							3.0

＜風水害編＞

			発災前		発災後					
			-3日以内	-1日以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
教育総務班 (教育総務課)			参集職員数→		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
			下配の合計人数との差→		6.0	2.0	0.0	1.0	2.0	5.8
応急対策	教育総務班	小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握にすること。		4.0	4.0	3.0	2.0	1.0		
"	"	市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査にすること。			1.0	1.0	1.0	1.0		
"	"	被災施設の応急復旧にすること。						1.0		
"	被害調査班	被害調査班			1.0	1.0	1.0			
通常業務	教育総務課	奨学基金にすること。							0.1	0.1
"	"	学校給食(維持管理)にすること。						0.1	0.1	
学校教育班(学校教育課・学校給食課・学校給食センター・まなび支援センター)			参集職員数→		23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
			下配の合計人数との差→		22.5	22.0	11.0	4.5	5.0	5.6
応急対策	学校教育班	教育施設の被害状況の調査にすること。				8.0	8.0			
"	"	応急教育計画、教員の確保にすること。						5.0		
"	"	被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給にすること。						2.0		
"	"	学校給食施設の維持管理にすること。	0.5	1.0	2.0	1.5	1.0	0.5		
"	被害調査班	被害調査班			1.0	1.0	1.0			
通常業務	学校教育課	就学、出席にすること。			4.0	3.0	3.0	3.0	2.4	
"	"	教育課程、学習指導その他学校教育の指導にすること。							4.0	
"	"	教科用図書及び教材にすること。						1.0	1.0	
"	"	学校保健及び学校安全にすること。			5.0	5.0	5.0	4.0	3.0	
"	学校給食課	学校給食施設の維持管理にすること。						3.0	3.0	
"	まなび支援センター	校務支援端末の管理運営にすること。						2.0	2.0	
"	"	校務支援端末のネットワークの管理運営にすること。						2.0	2.0	
生涯学習班(生涯学習課・文化課・図書館・郷土博物館)			参集職員数→		27.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
			下配の合計人数との差→		24.0	22.0	21.0	17.0	14.0	20.0
応急対策	生涯学習班	施設利用者等の安全確保にすること。	3.0	3.0	1.0	5.0	5.0	5.0		
"	"	文化財の保護にすること。					2.0			
通常業務	生涯学習課	社会教育機関(郷土博物館金のすずを除く。)との連絡調整にすること。		2.0	2.0	2.0	3.0			
"	文化課	文化財の調査、保護及び活用に関するにすること。						2.0	2.0	
"	"	文化財の指定及び管理にすること。						2.0	2.0	
"	郷土博物館	博物館資料を収集し、保管し、及び展示すること。			3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
公民館班(公民館)			参集職員数→		31.0	31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
			下配の合計人数との差→		31.0	-29.0	-29.0	-29.0	-29.0	-14.0
応急対策	公民館班	施設利用者等の安全確保にすること。		30.0						
"	"	避難所の開設及び運営にすること。		30.0	60.0	60.0	60.0	45.0	30.0	
通常業務	公民館	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する業務にすること。						7.5	7.5	
"	"	公民館の管理運営・庶務にすること。						7.5	7.5	
特命班(市議会事務局・監査・農業委員会・選挙管理委員会)			参集職員数→		15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
			下配の合計人数との差→		15.0	9.0	8.0	6.4	6.3	3.8
応急対策	特命班	市議会議員との連絡調整にすること。		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
"	"	本部長の特命指示にすること。		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
"	被害調査班	被害調査班			1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
通常業務	市議会事務局	公印の管理にすること。					0.1	0.1	0.1	
"	"	議場及び議会関係各室の管理にすること。					0.3	0.3	0.3	
"	"	本会議、委員会、その他諸会議にすること。						1.0	2.0	
"	"	議案、その他付議事件の処理にすること。							0.1	
"	"	議決、選挙及び決定事項等の処理にすること。							0.1	
"	"	議事日程及び諸報告にすること。							0.1	
"	"	会議録その他会議の記録の調製、編さん及び保管にすること。							0.1	
"	"	議員並びに委員の出欠席にすること。							0.1	
"	選挙管理委員会事務局	公印の管理にすること。				0.1	0.1	0.1	0.1	
"	"	各種選挙の執行管理にすること。				1.2	1.2	1.2	1.2	

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 業務実施体制

（１）指揮命令系統

大規模災害発生時の指揮命令系統は、木更津市災害対策本部条例の定めるところにより、本部長（市長）が指揮をする。さらに、災害対策本部には部を置くことができ、部長が掌理することとなっている。

（２）市長不在時の職務代行者

市長不在時の本部長の職務代行者は、地域防災計画の定めるところにより、次の順位となっている。

第1順位：副市長、第2順位：教育長、第3順位：総務部長

（３）職員の参集と安否確認

職員の参集体制は、地域防災計画に定めるところにより、次のとおりとなっている。

災害対策職員への参集連絡は、総務部長から市長に情報を伝達し、市長が配備を判断する。本部長（市長）が配備を判断した場合、本部班が以下の通り配備指令を伝達する。

○ 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

○ 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

なお、自動参集の場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、災害等の状況により、別に定める「災害対策職員配置表」等に基づき、自ら所定の部署に参集する。

勤務時間外に自宅や家族が被災した場合や、遠隔地への外出時は、所属長に連絡することになるが、電話等の途絶により連絡できないことが想定される。

そのため、職員の安否確認のため、比較的連絡のとりやすい携帯メールによる安否確認を活用する。

表 風-4-1 職員の参集体制

体制		基準
本部設置前	注意 配備	- 次の注意報が発表され、かつ必要と認められるとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 - 竜巻注意情報が発表されたとき - 河川・海岸の水位が水防団待機水位に達したとき - その他の状況により必要と認められるとき

体制		基準
本部設置前	警戒 配備	・ 次の警報が発表され、かつ必要と認められるとき ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 ・ 局地的な浸水等の被害が発生したとき ・ その他の状況により必要と認められるとき
		・ 特別警報（大雨特別警報については木更津市が対象区域の場合に限る）が発表されたとき ・ 河川・海岸の水位が氾濫注意水位に達したとき ・ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生危険度が高まったとき ・ 市域の複数箇所被害が発生したとき ・ その他、市長が必要と認めたとき
		・ 大規模な災害が発生したとき ・ 河川・海岸の水位が避難判断水位に達したとき ・ その他、市長が必要と認めたとき
		・ 市全域に甚大な被害が発生したとき ・ 市全域に甚大な災害が発生する事態が切迫しているとき ・ その他、市長が必要と認めたとき

（４）職員の活動支援

大規模災害時には、多くの災害対策業務及び一般通常業務に対応するため、職員の負担が大きく、長時間の勤務を行う事態が想定される。対策の内容によっては、女性の比率が高い保健師や保育士等の職種も必要とされる。そのため、災害時においても家族の介護や子育て等にも配慮する環境づくりや勤務ローテーションの構築等を検討する。

また、災害対策は昼夜を問わず対応が必要となるため、職員の休憩・仮眠場所の確保も必要となる。

（５）職員の健康管理

大規模災害時には、業務への責務や長期間の勤務により、疲労による疾病や心理的負担が生じるおそれがある。そのため、メンタルヘルスを含めた職員の健康管理を検討する。

また、現場活動でのヘルメットやマスクの着用などにより、疾病の予防に努める。

2 災害対策要員の確保

（１）人員配置等の検討

非常時優先業務の必要職員数は、発災後３日後に当市の参集職員数を上回り、それ以降、市職員を上回ることが想定される。

公民館班は、発災前から業務が集中し、１ヶ月以内まで大幅に人手が不足する状況になっている。また、健康推進班、廃棄物対策班は、発災直後から業務が集中し、発生直後から１ヶ月以内まで人手が不足する状況になっている。その他、建築指導班は発生の１日後以降から１ヶ月以内まで大幅に人手が足りない状況となっている。その一方で、発災直後には優先度の高い業務を有していない班もあり、都市政策班のように災害発生後１週間程度経ってか

ら人手が不足し始める班も見受けられる。そのため、災害時の対応を定める地域防災計画の改定にあわせて、各班の業務集中の度合いを勘案した役割分担や人員配置等の検討を行う。

（２）他機関等との連携の強化

非常時優先業務の実施にあたっては、各業務に関係する機関・団体等への要請、業者等からの物資・資器材の調達など、様々な連携が必要となる。

特に、応急危険度判定や要配慮者の支援等の業務は、専門知識や資格が必要であり、すべてを職員で対応することは不可能である。

そのため、各課等において関係する機関、団体等との協力体制を検討し、協定の締結などによる連携を強化する。

3 庁舎

（１）庁舎の浸水対策

第1章における記載の通り、災害対策本部が置かれる駅前庁舎のほか、消防本部庁舎で矢那川の浸水想定区域内に位置している。また、駅前庁舎、朝日庁舎、消防本部庁舎とも高潮浸水想定区域内に位置している。このため、各庁舎とも大型台風に伴う河川氾濫及び高潮により下層階で浸水が生じるリスクが高く、初動対応や応急対応に支障が出るおそれがある。

また、各庁舎とも、駐車場の浸水に伴い、公用車や消防車両に被害が生じるおそれがある。

このため、各庁舎の浸水対策や、発災前の公用車、消防車両等の浸水想定区域外への移動等の対策を実施する。

（２）室内の安全確保

庁舎内の室内においては、強風に伴うガラスの飛散等により職員が負傷するおそれがある。

そのため、飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼るほか、飛来物の飛び込みに備えてブラインド等を降ろしておく必要がある。

（３）代替庁舎の選定及び整備

建物構造の被害以外の理由で庁舎が使用できないことも考慮に入れ、代替庁舎を指定する必要がある。

災害発生時に災害対策本部が設置され、災害対策の拠点となる駅前庁舎及び朝日庁舎の被害状況によってはこれらの全てが利用不可能となる事態も考えられる。

このため、これらの庁舎が利用できなくなった場合の代替庁舎を選定するとともに、代替庁舎についても、停電対策など、本部機能の発揮に必要な整備を進めるものとする。なお、現体制においては、代替施設として「真舟小学校」を予定している。

表 風-4-2 代替庁舎の災害危険度

施設名	建築年（耐震対応済みの場合○）	災害危険度				
		地震	津波	洪水	高潮	土砂災害
真舟小学校	○	×	×	×	×	×

（注）「○」は対応、「×」は未対応を意味する。

表 風-4-3 代替庁舎の機能

	対象		真舟小学校	
耐震	建物の耐震性		○	
	天井、窓ガラス等の落下防止		×	
	オフィス家具、事務機器等の転倒防止		△(建物に固定している家具については対策がとれているが、事務機器等の備品については、所管外のため不明)	
浸水	止水板の設置や建物の耐水化等の浸水対策		×	
停電対策	発電機	稼働時間	なし	
		電力配分	なし	
	その他設備			
非常通信	災害時優先電話		回線	
	代替手段(無線)		災害用携帯電話、携帯型 I P 無線機	
	防災行政無線の稼働時間		72 時間	
トイレ	断水時の水洗トイレ使用		×	
	非常トイレの備蓄		×	
水食料	貯水量 (飲料可能分)		×	
	食料等の備蓄量		×	
基幹システム	サーバー等の耐震対策、重要データのバックアップ		—	
	ネットワーク障害の復旧体制		×	(保守業者との災害復旧対応の契約なし)
	P C、O A機器の電力供給		△	(各執務室の一部のみ使用可能)
空調設備			×	(商用電源回復まで全面利用不可)

(注)「○」は対応、「△」は一部機能が対応、「×」は未対応を意味する。

4 電気、水、食料等の確保

(1) 電気

駅前庁舎及び朝日庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、基幹システムと各執務室の一部に分配されるようになっている。しかし、燃料タンクの容量が少ないため稼働時間が短く、燃料補給がなければ駅前庁舎は 3 時間、朝日庁舎は 27 時間で停止する。

各庁舎は燃料缶を常備できず、その都度職員が燃料を確保し運び入れる必要があるため、関係団体と協定を締結する等外部からの補給体制を確保するものとする。

消防本部庁舎については、停電時に非常用発電機が自動起動し、司令室内の電子機器（指令システム及び無線関係等）や各執務室の一部で電気が使用可能となっており、72 時間（約 3 日間）稼働する。

（２）飲料水

各庁舎とも飲料水の備蓄はないため、災害発生時の飲料水は職員の持参に頼ることになるが、職員の多くが認識していない。今後、職員に対し、非常参集にあたっては、自らが食料を持参することや平時から自宅でも自身で備えることについて周知するほか、必要量の確保と保管スペースの確保に努める。

（３）トイレ

各庁舎とも、非常用トイレは設置されておらず、駅前庁舎及び朝日庁舎では断水時には水洗トイレ用水が確保できず使用不可能となるほか、断水はしなくても停電時にはポンプが停止するため使用不可能となってしまう。そのため、非常用トイレや簡易トイレの備蓄、マンホールトイレ等の整備を推進する。

（４）食料

各庁舎とも食料の備蓄はないため、災害発生時の食料は職員の持参に頼ることになるが、職員の多くが認識していない。今後、職員に対し、非常参集にあたっては、自らが食料を持参することや平時から自宅でも自身で備えることについて周知するほか、食料備蓄や保管スペースの確保に努める。

5 通信手段

固定電話や携帯電話等の一般通信回線が輻輳の影響により、通話が不能となることや通信規制が行われることがある。こうした状況に対する対策として、輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話が駅前庁舎に 5 回線、朝日庁舎に 2 回線、消防本部庁舎に 1 回線あるほか、朝日庁舎には非常時用のアナログ回線が整備されている。

また、災害時優先電話が使用できない場合の代替手段として、防災行政無線が設置されているほか、駅前庁舎と朝日庁舎では携帯型 I P 無線機、消防本部庁舎では衛星電話が設置されている。ただ、防災行政無線は同報系無線により受信可能であるが、屋外拡声子局のバッテリー稼働時間は 72 時間（約 3 日間）であるため、今後は、様々な通信手段の導入やバッテリーの確保について検討する。

6 行政データのバックアップ

朝日庁舎に設置されている行政内部共通事務支援システム、ネットワークサーバー、基幹系システムは、バックアップ体制が整備されており、専用の非常発電機や非常コンセントへの接続が確保されている。また、浸水対策としてサーバー室の床レベルを 30cm 嵩上げしている。しかし、保守業者との災害復旧対応の契約がなされていないことから、大規模災害により支障が生じた場合の復旧には時間を要するおそれがある。

消防庁舎では浸水対策としてサーバー等は2階以上の高所に設置しているものの重要データのバックアップは実施できていない。

今後は、保守業者との災害時復旧対応に関する契約や、市外のデータセンター等へ保存するなどのクラウド化など、災害に強いシステム構築を推進する。

7 各課における業務継続体制の整備

各課等の所掌する非常時優先業務については、大規模災害時にも円滑に継続できるよう平時から対策を進める必要がある。

非常時優先業務の選定、評価において各課が抽出した問題点、課題、対策を確認し、各課において計画的に対策を進めるものとする。

8 受援体制の構築

大規模災害時には、市のみで対応することが困難なことから、迅速かつ的確に人・物の応援を受入れ、適切に配置することが重要となる。

風水害においても、事前に受援体制を構築することが必要とされていることから、発災直後から円滑な受援に対応できるよう、本部事務局や各部班の受援担当を決め、また、要請や受入れの役割分担を明確化し、さらに、想定災害が発生した場合に応援協力を求める要員や物資の種類・規模及び要請先などを検討し、受援計画としてとりまとめて受援体制を確立するものとする。

表 風-4-4 各部班の不足人数・主な優先業務及び応援協力要請先

部署	不足人数							主な非常時 優先業務	主な応援協力の要請先
	-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
市民部									
保険年金班							6.0	生活及び救援物資の 受入・搬送	他市町村、関係団体
健康こども部									
健康推進班			1.0	2.0	2.0	23.0	22.0	医療救護、被災者の 健康管理・防疫	県、医師会、歯科医 師会、薬剤師会
環境部									
廃棄物対策 班			18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	ごみ処理施設及びし 尿処理施設の被害記 録、状況の調査及び 応急復旧	他市町村、関係団体
経済部									
農林水産班				3.0	3.0	3.0	1.0	災害危険区域の警戒巡 回、農林業用施設等の 被害調査及び応急復旧	他市町村、関係団体

部署	不足人数							主な非常時 優先業務	主な応援協力の要請先
	-72h～	-24h～	～12h	～24h	～72h	～1w	～1m		
市場班					2.0	2.0	2.0	市場施設の被害調査 及び応急復旧、物資 集積所の運用支援	他市町村、関係団体
都市整備部									
都市政策班						1.0	19.0	災害危険区域の警戒 巡視、被災宅地の危 険度判定	県、他市町村、建設 業協同組合
建築指導班				12.0	89.0	100.0	178.0	がけ地近隣等危険住 宅の警戒巡視、被災 建築物の応急危険度 判定	県、他市町村
教育部									
公民館班		29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	14.0	施設利用者等の安全 確保、避難所の開設 及び運営	県、他市町村

木更津市業務継続計画

(令和6年3月策定)

編集・発行 木更津市総務部危機管理課
〒292-8501
千葉県木更津市富士見1-2-1
電話 0438-23-7094
